



## 資料編



# 資料1 計画の改定・改訂にあたって

## (1)第1次計画の改定

### ①改定の背景と目的

平成9年(1997年)3月に第1次計画を策定して以降、10年以上が経過しました。この間に、吹田市のマスタープランである「第3次総合計画」を始めとする関連計画が更新・策定され、基本的な事項を変更する必要が生じました。また、みどりに対する市民ニーズの多様化や、都市緑地法と都市公園法の改正や景観緑三法の制定など、みどりをめぐる大きな社会情勢の変化と法制度の変更が生じ、これまでとは異なる新しい視点によるみどりのまちづくりを進めていく必要が生じました。

これらの背景を踏まえ、第1次計画の策定時には把握できなかったみどりのまちづくりの課題に対し、総合的な検討を行ったうえで、みどりの将来像の実現に向けて、その意義やあり方を再認識し、市民、事業者、行政が一体となった新たなみどりのまちづくり方策などを盛り込み、第1次計画を充実・強化することを目的として改定を行いました。

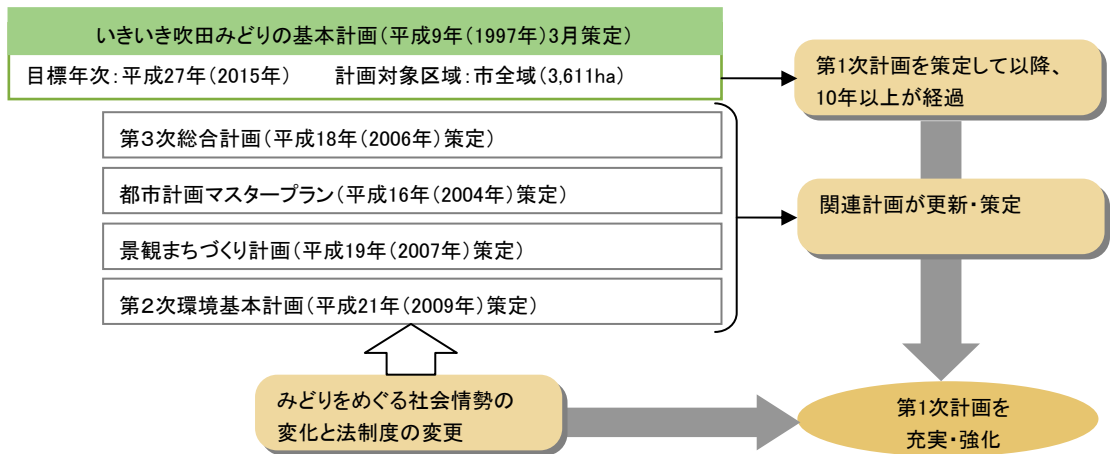


図 資.1.1 改定の背景と目的

表 資.1.1 関係法の動向

関係法の動向	制定・改正年月日	内容
都市緑地法の改正	最終改正 平成20年(2008年) 5月23日	「市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」の拡充をはじめ、「緑化施設整備計画認定制度」、「管理協定制度」、「地区計画等緑化率条例制度」などの創設に関する改正が行われました。また、従来やや手薄であった緑化推進のための制度が大幅に充実され、緑地の保全のみならず、緑化も含めた都市のみどりに関する総合的な法制度となることから、制定時の都市緑地保全法から都市緑地法へ名称が改められました。
都市公園法の改正	最終改正 平成16年(2004年) 6月18日	多様な主体による都市公園の整備・管理のための仕組みの整備や、「借地公園制度」・「立体都市公園制度」といった、借地又は土地の重層的利用による効率的な都市公園の整備の推進などに関する改正が行われました。
景観緑三法の制定	制定 平成16年(2004年) 6月18日	景観緑三法とは、景観法、都市緑地保全法等の一部を改正する法律、景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の通称です。個性ある良好な都市環境の整備を進めていくためには、美しい景観づくりと豊かなみどりの形成を一体となって進めていくことが重要であることから、これらの法律が一括で国会審議されました。
農地法の改正	最終改正 平成21年(2009年) 6月24日	農地の「所有」から「利用」を基本とする制度の転換、農地転用の規制強化、農地確保と有効利用の促進などに関する改正が行われました。
高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の制定	制定 平成18年(2006年) 6月21日	高齢者や障がい者などの利便性・安全性の向上を促進するために、公共交通機関、建築物、公共施設などのバリアフリー化を推進することを目的として制定されました。これにより、都市公園の新設、増設又は改築を行うときは、法に定められている基準への適合が義務化されました。なお、既存の都市公園については、適合が努力義務となっています。

表 資.1.2 社会動向

- 少子・高齢社会の進展と人口減少時代の到来。
- 地球環境配慮への取組。(例: 温室効果ガス削減の推進。)
- 循環型社会への転換。(例: 循環型資源の活用。)
- 地方分権の推進。
- 市民協働の推進。(例: パブリックコメントの実施。)
- 情報化社会の一層の進展。(例: 都市計画情報の電子データ管理。)

## ②改定のポイント

表 資.1.3 改定のポイント

区分	視点	内容
改定作業を進める上で留意した視点	関連計画の更新・策定、社会情勢の変化、法の変更の反映	国や大阪府の新たな動向、吹田市の関連計画、社会情勢の変化を把握し、それに則って改定するとともに、みどりに関する法の変更により、新たに活用できるようになった方策を盛り込むよう留意しました。
	第1次計画の評価	第1次計画に関して、継承する内容、改善・見直しする内容、新たに取り入れる内容を明確にし、第2次計画の策定に活かすため、第1次計画の目標達成状況と施策の進捗状況を把握・整理し、これらに基づき第1次計画を評価するよう留意しました。
	みどりの現状の把握・整理	第1次計画を策定して以降、10年以上が経過しており、策定当時と吹田市の概況、みどりの状況、市民意識などが変化してきていることが考えられるため、最新の都市計画データやみどりに関する基礎データなどを用いて、吹田市の概況とみどりの現状を把握・整理するとともに、市民アンケート調査を行い、みどりに関する市民の意向を把握・整理するよう留意しました。
	開発動向の考慮	「北大阪健康医療都市(健都)」や千里山駅周辺などにおける公共事業、千里ニュータウンなどにおける民間の開発事業など、今後の開発動向を考慮するよう留意しました。
	市民意見の反映	本計画の策定作業を進めるにあたり、市民懇談会や市民意見提出手続(パブリックコメント手続)などにより、市民参画の機会を設け、市民意見を反映するよう留意しました。また、策定作業の進捗状況をホームページなどで広報することにより、活発な市民参画が図られるよう留意しました。
	第1次計画の改定	名称・数値などの事務的な修正、文章表現などの部分的な修正、地区概況の微細な変化に伴う部分的な計画の変更などの「軽微な変更」ではなく、「改定」を行うよう留意しました。
第1次計画を充実・強化するために新たに取り入れた視点	「量の増加」から「質の維持・向上、量の継承・創出、活用」へ	これまでは、単にみどりの量を増加させることに重点を置いていましたが、今後は、みどりの機能や役割になお一層着目し、これまで、守り、つくり、育まれてきたみどりの質を維持・向上させながら、みどりを次世代へ継承する、みどりを生み出す、みどりを活かすといった視点を取り入れました。
	「市民参加」から「市民参加・協働」へ	行政の取組に参加・協力することに加え、市民、事業者がそれぞれの役割を分担しながら、共通の目的に向かっていく「市民参加・協働」の視点を取り入れました。
	「やりたいこと」から「やるべきこと」へ	第1次計画の施策は、実現に向けて、長期間の調査と研究が必要なものやアイデアレベルのものがありました。財政面・労力面ともに限られている状況において、今後は、より一層効率的かつ効果的にみどりのまちづくりを進めていく必要があることから、「やるべきこと」に重点を置きました。
	取組目標	第1次計画では、目標として3つの総量目標と1つの成果目標を掲げていました。第2次計画では、取組ごとに総量や成果などを管理するため、計画目標として3つの総量目標を設定するとともに、取組ごとに取組目標を設定しました。
	地域別方針	市内は6つの地域ブロックに区分することができ、それぞれ異なった地域特性があります。市域をよりきめ細やかに捉え、地域に応じたみどりのまちづくりを進めていくことが重要であることから、「豊かなみどりの創出に関するマニュアル」において設定した地域別方針を更新した内容を取り入れました。
	推進体制	第1次計画では、行政が主体となる取組が多く、市民、事業者が主体となる取組を明確にすることができませんでした。そのため、第2次計画では、市民、事業者、行政が、それぞれの役割を認識し、それぞれが持っている特色を活かしながら、連携・協働により、計画を進めていくことができるよう、主体を明確化しました。
	進行管理	第1次計画においては、誰がいつ・どのようにして第1次計画の進行を管理するのが明確ではありませんでした。そのため、第2次計画では、進行を管理する主体、進捗状況の把握・評価と改善・見直しの時期や手法などを明確化しました。

### ③第1次計画の目標達成状況と評価

第1次計画では、以下の3つの総量目標と1つの成果目標を掲げました。

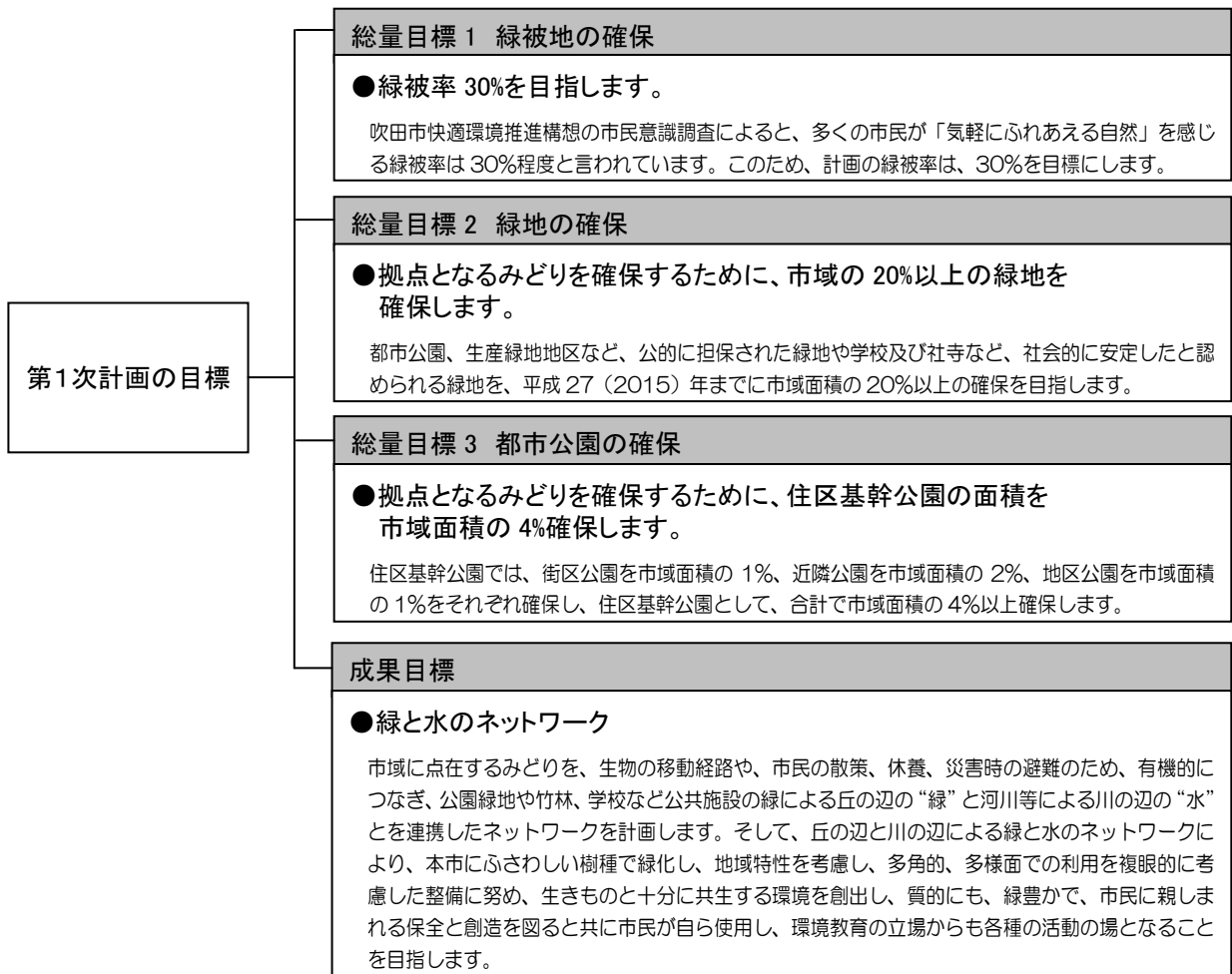


図 資.1.2 第1次計画の目標

#### a)「総量目標 1 緑被地の確保」の達成状況と評価

衛星画像データを基に解析した緑被率の調査結果(「緑被率調査」平成20年(2008年)3月)では、平成16年(2004年)4月調査時点における緑被率は26.7%となっており、目標に対して3.3%下回っている状況です。

#### b)「総量目標 2 緑地の確保」の達成状況と評価

平成7年度(1995年度)から平成21年度(2009年度)にかけて、市域面積に対する緑地の面積の割合は、15.2%から15.6%へ、0.4%増加していますが、20%の目標達成には及んでいません。

#### c)「総量目標 3 都市公園の確保」の達成状況と評価

平成7年度(1995年度)から平成21年度(2009年度)にかけて、市域面積に対する住区基幹公園の面積の割合は、1.9%から2.1%へ、わずかに0.2%増しています。

#### d)「成果目標」の達成状況と評価

河川や道路の緑化による「線」としてのつながりのあるみどりづくりを進めたほか、地域の自然、歴史、風土を活用した花、緑、水に親しめる散策コースである「花と緑、水めぐる遊歩道(愛称:ぶらっと吹田)」などの整備・広報により、緑と水のネットワーク化に関する市民意識の醸成を図りました。

## ④第1次計画の施策進捗状況と評価

第1次計画では、「まとまりのあるみどりづくり（点）」、「つながりのあるみどりづくり（線）」、「地域のみどりづくり（面）」、「市民参加の仕組み」の4つの分類に基づき、施策を展開しました。各施策の進捗状況と評価は下表のとおりです。

表 資.1.4 第1次計画の施策進捗状況と評価

分類	施策	進捗状況と評価
まとまりのあるみどりづくり（点）	都市公園の整備	新規の都市公園を整備するほか、既存の都市公園の再整備などに取り組んできました。平成7年度(1995年度)から平成21年度(2009年度)にかけて、新たに開設した公園は、街区公園が20箇所、近隣公園が1箇所、遊園が57箇所あります。既存の都市公園の再整備では、特色のある植栽や里山の保全に関する整備を行いました。都市公園に関する一定の整備を進めてきたものの、第1次計画目標の達成に十分な整備を行うことができませんでした。また、緑地や緑道についても十分な整備を行うことができなかったため、今後の取組の強化又は施策の見直しなどに向けた検討が必要です。
	学校の緑化	ビオトープの整備や「緑のカーテン」の設置による学習教材としての緑化のほか、小中学校の接道部において、生垣による緑化を行いました。
	公共施設の緑化	「みどりの保護及び育成に関する条例」において、公共施設の分類に応じた緑化基準を設定し、総合運動場を始めとする公共施設の接道部における緑化、市民病院などにおける屋上緑化、吹田市役所における「緑のカーテン」の設置などに取り組んできました。市民参加による公共施設の緑化、維持管理活動が一部で行われているものの、更に連携・協働体制を強化するなど、なお一層の取組が必要です。
	樹林地の保全	春日地区に残る樹林地の保全・活用を目的とした「里山の保全・活用基本計画」を策定しました。その他の施策として、緑地保全地区の指定、市民緑地などの締結、保全基金の創設を目指しましたが、実施に至っていないため、実施可能であり、効率的かつ効果的な樹林地の保全施策を設定することが必要です。
	屋敷林、社寺林、古樹・名木などの緑の保全	「みどりの保護及び育成に関する条例」に基づき、57本の「保護樹木」と3箇所の「保護樹林」を指定しました。今後も身近なみどりを保全するために「保護樹木」・「保護樹林」の指定を継続するとともに、「保護樹林」の指定要件を満たさない小規模な樹林については、「市民緑地契約」の締結など、何らかの保全対策を検討していくことが必要です。
つながりのあるみどりづくり（線）	道路の緑化	個性ある道路景観を創出することを目指して、多様な樹種を用いた街路樹の整備、緑視効果の向上にも寄与する地被植物を用いた狭小道路の緑化、「すいた里親道路制度」を活用している道路沿いやバス停などにおける花壇の設置などを行いました。今後も、これらの取組を継続していくことが重要です。
	鉄道沿線の緑化	あやめ橋緑地の整備や、JR吹田駅南側駅前広場における植栽を行いました。
	河川の緑化	南高浜町の吹田の渡し跡付近の緑化や、糸田川において市民参加・協働による桜並木の整備を行いました。今後も河川沿いの緑化に取り組んでいくことが必要です。
地域のみどりづくり（面）	農地の保全	農地を保全する取組については、「市民農園」としての活用による農地の保全や、「花とみどりふれあい農園事業」による農地景観の向上を行いました。災害協定の推進などは行わなかったため、今後の施策の見直しが必要です。
	民間施設の緑化	「緑地協定」の締結や助成制度を活用した生垣緑化が行われました。民間施設における緑化活動を促進するため、今後も「緑地協定」の締結と助成制度の活用が重要となっています。
	屋外駐車場の緑化	実績が少ない状況です。なるべく多くのみどりを生み出していくために、屋外駐車場に関する緑化施策の強化又は見直しが必要です。
	市街地の緑化	「大気浄化植樹事業助成制度」を活用した工場地の緑化や、住宅地における「緑地協定」の締結などを進めてきました。今後は、比較的建物が密集している業務地においても、みどりを確保していけるよう施策を見直ししていくことが必要です。
市民参加の仕組み	人づくり	平成19年度(2007年度)から花とみどりの情報センターにおいて「フラワーリーダー養成講座」を開催し、緑化リーダーの育成に取り組んできました。また、普及・啓発活動については、花とみどりの情報センターを中心とした講習会の開催、「花と緑、水めぐる遊歩道(愛称:ぶらっと吹田)」の地図を始めとする各種メディアを活用したみどりに関する情報の発信に取り組んできました。その他、イベント活動については、「たけのこ掘り」、「花と緑のフェア」、「さつき祭」、「千里の竹あかり」などを開催してきました。
	仕組みづくり	「公園・緑地サポーター事業」に取り組む、市民と共に公園・緑地を維持管理する仕組みをつくりました。また、行政が主体となる取組を行う際には、ワークショップ形式により、市民意見を反映するなどしてきました。今後、市民参加・協働による体制を強化するために、みどりの保全や緑化活動に関する活動拠点としての組織づくりが必要です。

## (2)第2次計画の改訂

### ①改訂の背景と目的

平成23年(2011年)3月に第2次計画を策定して以降、4年が経過しました。この間に、吹田市では、上位計画である「都市計画マスタープラン」を改定するとともに、関連計画である「第2次環境基本計画」を改訂しました。このほか、東日本大震災をきっかけとして、地域防災計画の見直しなども行いました。

また、第2次計画で掲げた目標の達成状況を把握するとともに、計画の進捗状況を把握・分析・評価し、基本施策やみどりのまちづくり推進プロジェクトの改善・見直しを行う必要が生じました。

これらの背景を踏まえ、みどりの将来像の実現に向けて、その意義やあり方を再認識し、市民、事業者、行政が一体となったみどりの新たな方策などを盛り込み、第2次計画を充実・強化することを目的として改訂を行いました。

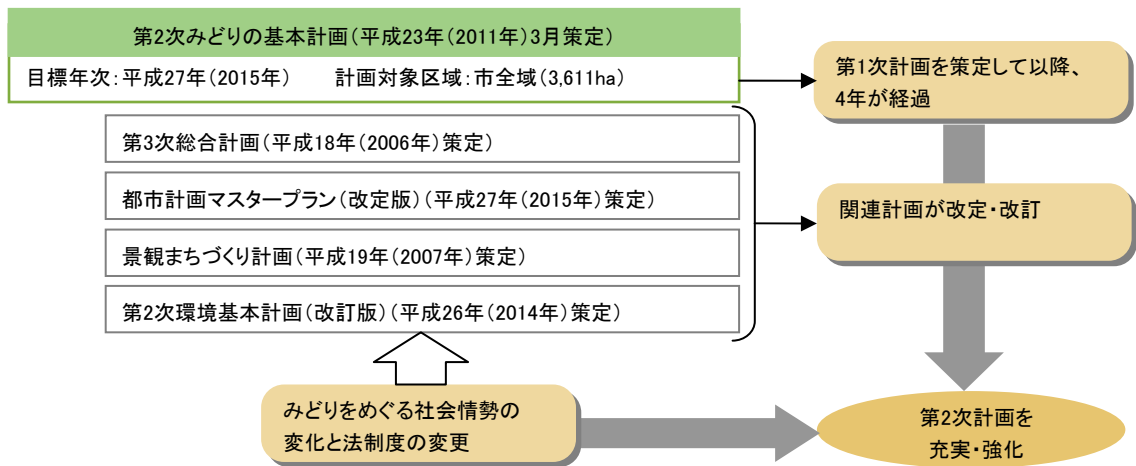


図 資.1.3 改訂の背景と目的

表 資.1.5 関係法令などの動向

関係法令などの動向	制定・改正年月日	内容
都市緑地法の改正	最終改正 平成26年(2014年) 6月13日	「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(第2次一括法)(平成23年(2011年)8月公布)」の施行に伴い、特別緑地保全地区などに関する事務の権限移譲が進められました。
都市公園法の改正	最終改正 平成26年(2014年) 6月13日	「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(第2次一括法)(平成23年(2011年)8月公布)」の施行に伴い、地域の实情に合った最適な行政サービスの提供を実現する観点から、国が一律に定めていた都市公園の配置及び規模に関する技術的基準を地方公共団体自らが条例で定めるものとされました。また、法令による地方公共団体の事務に関する義務付けを見直し、地方公共団体自らの判断と責任において行政を実施する仕組みに改めていく観点から、地方公共団体が都市公園を設置する場合には、みどりの基本計画に則して行うよう努めることとされました。
都市緑地法運用指針の改正	最終改正 平成25年(2013年) 4月1日	世界全体で生物多様性の保全に取り組むため、平成22年(2010年)に名古屋市で開催された生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)において、2010年以降の世界目標となる新戦略計画(愛知目標)として、各国に積極的な行動を促す「明確で「わかりやすい」世界目標の策定が目指されました。国土交通省はこうした背景を受け、みどりの基本計画の内容や計画策定の際の留意事項に、生物多様性の確保の視点を追加した都市緑地法運用指針の改正を平成23年(2011年)10月に行いました。また、計画の策定又は改訂時において、目標の設定、計画の実現のための施策等生物多様性の確保に当たって配慮することが考えられる事項を提示した「緑の基本計画における生物多様性の確保に関する技術的配慮事項」を平成23年(2011年)10月に策定しました。
都市農業振興基本法の制定	制定 平成27年(2015年) 4月22日	都市農業基本法は、存続の危機にある都市農業(市街地とその周辺で行われる農業と定義)の振興を国や地方自治体の責務として定め、これを後押しすることを狙いとして、平成27年(2015年)に議員立法により衆議院本会議で可決され、成立しました。都市農業の多面的機能が評価され、機能の発揮や農地の保全のため、農業振興を国や地方自治体の責務として明確化し、国に基本計画策定を義務付けるほか、税制上の措置や的確な土地利用計画の策定といった基本的施策を国や地方自治体に求めています。
地球温暖化対策の推進に関する法律の改正	最終改正 平成26年(2014年) 5月30日	平成25年(2013年)3月、地球温暖化対策推進本部において、「当面の地球温暖化対策に関する方針」が決定されました。これは、改正地球温暖化対策推進法に基づく地球温暖化対策計画の策定の進め方を明らかにするとともに、計画の策定に至るまでの間においても、地方公共団体、事業者、国民に対し、従来の計画に掲げられたものと同等以上の取組を求めることなどを定めたものです。
都市の低炭素化の促進に関する法律(略称:エコまち法)の制定	公布 平成24年(2012年) 9月5日	社会経済活動その他の活動に伴って発生するCO <sub>2</sub> の相当部分が都市において発生していることを踏まえ、都市の低炭素化の促進に関する基本方針を策定するとともに、市町村による低炭素まちづくり計画の作成や特別の措置、低炭素建築物の普及の促進のための措置を講じることにより、都市の低炭素化の促進を図ることを目的として制定されました。
ヒートアイランド対策大綱の改定	最終改定 平成25年(2013年) 5月8日	地球温暖化による影響と相まって都市の気温が著しく上昇し、熱中症患者数の増加など、人の健康や生活への影響も顕著となっていることから、健康で快適な都市づくりの観点から早急な対策が求められています。このため、関係府省が連携したヒートアイランド対策会議において「ヒートアイランド対策大綱」(平成16年(2004年)策定、平成25年(2013年)改定)が策定され、各種取組が進められているほか、国土交通省においては屋上緑化・壁面緑化の推進、緑化地域制度や緑化施設整備計画認定制度の活用による緑化が推進されています。
生物多様性基本法の制定	制定 平成20年(2008年) 6月6日	環境省においては、平成20年(2008年)6月、生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、豊かな生物多様性を保全し、その恵沢を将来にわたって享受できる自然と共生する社会を実現し、地球環境の保全に寄与することを目的に「生物多様性基本法」を制定しました。生物の多様性の保全及び持続可能な利用についての基本原則を明らかにするとともに、その方向性を示し、関連する施策を総合的かつ計画的に推進するために制定されています。

表 資.1.6 社会動向

- 少子・高齢社会の進展と人口減少時代の到来。
- 地球環境配慮への取組。(例:温室効果ガス削減の推進。グリーンインフラの評価。)
- 災害対策意識の高まり。
- 生物多様性への配慮。
- 持続可能な社会への転換。(例:循環型資源の活用。)
- 地方分権の推進。
- 市民協働の推進。(例:パブリックコメントの実施。)
- 情報化社会の一層の進展。(例:都市計画情報の電子データ管理。ビックデータの活用。)

## ②改訂のポイント

表 資.1.7 改訂のポイント

区分	視点	内容
改訂作業を進める上で留意した視点	新たな関連計画や法制度、新情報などの計画への反映	<p>国や大阪府の新たな動向、吹田市の関連計画、社会情勢の変化を把握し、それに則るとともに、みどりに関する法律などの変更により、新たに活用できるようになった方策を盛り込むよう留意しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●関連計画や法制度の動向を把握し、本計画の基本方針や基本施策などにおいて反映・活用できるものについては、積極的に導入しました。</li> <li>●「すいたの自然 2011」をもとに、生物多様性の観点から、現存するみどりに対する重要性の付加やネットワークの必要性について言及し、本計画に反映しました。</li> <li>●きめ細かな緑のストックによる緑被率の向上が必要となるため、建築協定や景観形成地区などの地区指定、街路樹、「保護樹木・保護樹林」などを含む幅広い情報を収集し、本計画に反映しました。</li> </ul>
	第2次計画の評価	<p>第2次計画に関して、継承する内容、改善・見直しする内容、新たに取り入れる内容を明確にするため、計画の目標達成状況と施策の進捗状況を把握・分析し、評価しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●みどりのまちづくり推進プロジェクトについては、個々の成果指標の評価を行いました。また、これらを束ねた基本施策については、当初の目標を達成したものについても、さらなる目標・課題の設定などを検討しました。</li> <li>●基本方針を維持しつつ、必要に応じて、ここ5年間で法制度や社会の動向を踏まえた記載内容に変更しました。</li> </ul>
	みどりの現状の把握・整理	<p>第2次計画を策定して以降、4年以上が経過しており、策定当時と吹田市の概況、みどりの状況、市民意識などが変化してきていることが考えられるため、最新の都市計画データやみどりに関する基礎データなどを用いて、吹田市の概況とみどりの現状を把握・整理しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●ここ5年間の緑被の減少傾向を明らかにするため、前回の調査方法を踏襲し、その量的、地域的变化を考察し、計画の基礎資料として活用しました。</li> <li>●「みどりの現況」については、航空写真での比較により、概ね5年間の樹林地および草地の減少傾向を中心に調査・分析を行い、その変化を検討し、計画に反映しました。</li> </ul>
	開発動向の考慮	<p>「北大阪健康医療都市(健都)」や阪急千里山駅周辺などにおける公共事業、千里ニュータウンなどにおける民間の開発事業など、今後の開発動向を考慮し、計画に反映しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●開発事業が新たなみどりを生み出し、また、これまで育まれてきたみどりを継承することにより、全体の緑量をアップできるような開発指導やルールづくりについて検討しました。</li> </ul>
第2次計画を充実・強化するために新たに取り入れた視点	地域別緑被率目標の設定	<p>第2次計画で設定した総量目標について、中長期的な達成を目指すこととしました。また、吹田市においては、地域によってみどりの特性が異なるほか、みどりに対する意向やまちづくりの取組なども地域により特徴があることから、総量目標の1つである緑被地について、目標値を地域別に設定しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●ただし、近年の地域の緑の減少傾向からして、目標達成が現目標年次(平成37年度)では困難なことが想定されるため、将来目標としての位置づけにしました。</li> <li>●市域で30%の緑被率目標は、実態としてイメージしにくいことから、地域別目標を掲げ、より地域性を反映した目標値を設定しました。</li> </ul>
	緑化重点地区と保全配慮地区の検討	<p>第2次計画では、緑化重点地区と保全配慮地区について、候補地選定の考え方を示すに留まっていたが、本計画では、みどりの現状と課題を分析・評価する中で、設定に向けた具体的な検討を行いました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●緑化重点地区については、第2次計画において設定した候補地区を評価し、南吹田の新駅周辺と「北大阪健康医療都市(健都)」の2地区を設定しました。</li> <li>●保全配慮地区については、一定の条件に基づいて抽出した一団の緑地について、重要性を評価し、より精度の高い候補地区を選定しました。</li> </ul>



### ③第2次計画の目標達成状況と評価

第2次計画では、以下の3つの総量目標と1つの成果目標を掲げました。

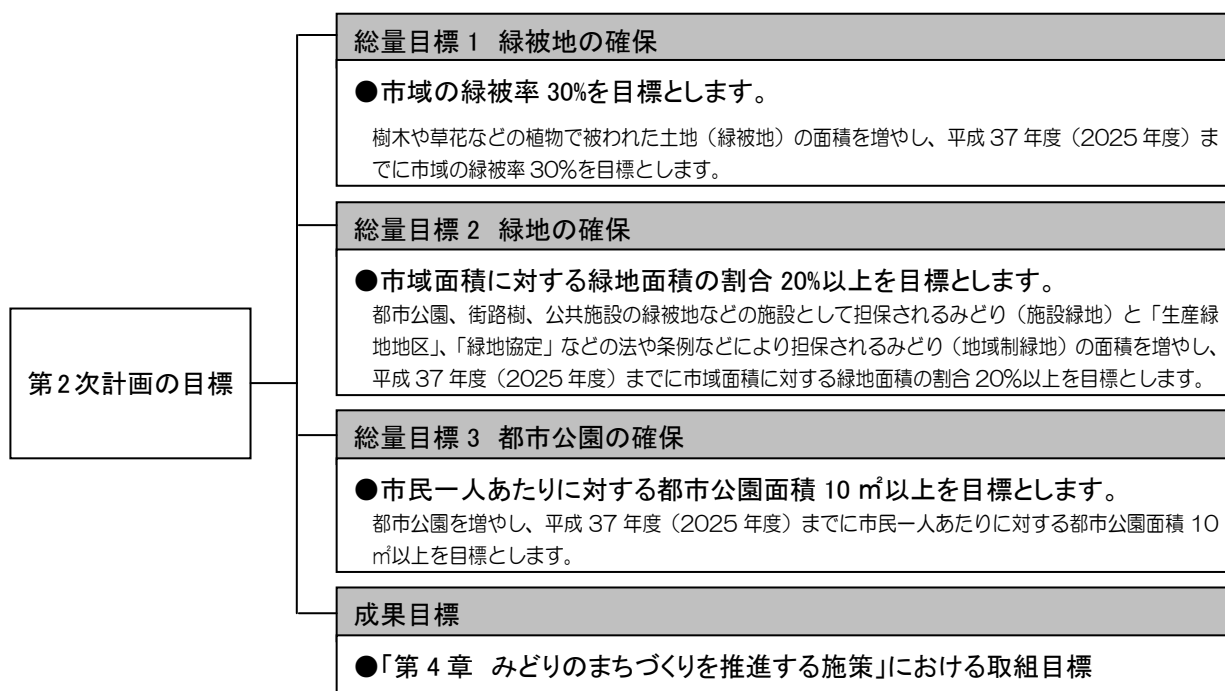


図 資.1.4 第2次計画の目標

#### a) 「総量目標 1 緑被地の確保」の達成状況と評価

衛星画像データを基に解析した緑被率の調査結果（「緑被率調査」平成 26 年（2014 年）3 月）では、調査時点における緑被率は 26.1%となっており、目標に対して 3.9%下回っている状況です。

#### b) 「総量目標 2 緑地の確保」の達成状況と評価

平成 26 年度（2014 年度）における市域面積に対する緑地の面積の割合は、15.5%となっており、20%の目標達成には及んでいません。

#### c) 「総量目標 3 都市公園の確保」の達成状況と評価

平成 26 年度（2014 年度）における市民一人あたりに対する都市公園面積は 8.9 m<sup>2</sup>と、平成 21 年度（2009 年度）の 9.1 m<sup>2</sup>よりも人口が増えたため 0.2 m<sup>2</sup>/人後退しています。

#### d) 「成果目標」の達成状況と評価

みどりのまちづくりを推進するための基本施策を進めていくための具体的な取組として 35 のみどりのまちづくり推進プロジェクトを掲げ、取組指標とスケジュールごとの達成目標を設定しています。個々の指標目標については、不十分な部分もありますが、全体としては、市民、事業者、行政の連携・協働によるみどりのまちづくりが進められたといえます。

④第2次計画の施策進捗状況と評価

第2次計画においては、「みどりを継承する」「みどりを生み出す」「みどりを活かす」「市民参加・協働により、みどりのまちづくりを進める」を基本方針に掲げ、29の基本施策を進めることとしました。各施策の進捗状況と評価は下表のとおりです。

表 資.1.8 第2次計画の施策進捗状況と評価

基本方針	基本施策	進捗状況と評価 (○主な成果 ●問題点 →今後の課題)	
今ある民有地のみどりを次世代へ継承する	1 住宅地のみどりの保全	○千里ニュータウンを中心として、宅地分割を制限する規定を盛り込んだ建築協定の締結が進んでいます。 ●「保護樹木」については、行政からの所有者に対する働きかけを通じて1本を追加指定しましたが、枯死を理由として3本の指定解除があり、近年の指定数は減少傾向にあります。大規模開発事業が行われる際、市は開発事業者に対し、「開発事業の手続等に関する条例」に基づく緑地の保全及び緑化の推進に係る協議・指導を行っていますが、これまで育まれてきたみどりの大部分を喪失してしまう場合が多くあります。緑地協定の締結数に増減はありません。 →「開発事業の手続等に関する条例」の見直し。開発指導の際、積極的に緑地協定の締結を誘導できるような仕組みづくりの検討。緑地協定、地区計画、景観形成地区などの緑地保全に寄与する制度の利用促進。	
	2 丘陵・斜面のみどりの保全	●大規模開発事業が行われる際、市は開発事業者に対し、「開発事業の手続等に関する条例」に基づく緑地の保全及び緑化の推進に係る協議・指導を行っていますが、これまで育まれてきたみどりの大部分を喪失してしまう場合が多くあります。 →ネットワーク形成上、特に重要な丘陵・斜面のみどりの現状凍結的な保全施策の検討。「開発事業の手続等に関する条例」の見直し。	
	3 農地とため池の保全	○「市民農園」の区画数と「花とみどりふれあい農園事業」の実施面積が横ばいで推移している一方、「吹田くわい」の栽培面積は「特産物栽培奨励補助制度」の運用や朝市などの即売事業を行ったため、増加傾向にあります。 ●平成26年度(2014年度)末現在における市内の農地面積は約56.8haであり、平成21年度(2009年度)末現在から約15.6ha減少しました。市内に残存する農地の大半が指定を受けている「生産緑地地区」の指定面積は約52.77haであり、3.68haの減少に留まっています。星ヶ池のように、大規模開発事業が行われる際に開発事業者が整備する公園区域に含めて保全を図った事例も見られますが、多くは宅地へと転用されています。所有者の高齢化などの影響もあり、農地を維持することが難しくなっています。 →農地保全の方法検討。特に保全が重要な指定解除予定の「生産緑地地区」に対する用地の買取りの検討。みどり分野や都市計画分野を超えた都市としてのあり方に係る検討。	
	みどりを継承する	4 公園・緑地の適切な維持管理	○公園・緑地を適切に維持管理するため、継続して整備している「公園管理システム」を活用しながら、日常的な施設・設備の補修や樹木の除草・剪定などを行っているほか、年に数回の頻度で施設の安全点検やパトロールを行っています。平成23年度(2011年度)に公園施設長寿命化計画を策定しました。市民参加・協働による取組として、「遊園環境整備助成制度」を活用した自治会や子供会などによる遊園の美化活動、「緑あふれる未来サポーター制度」を活用した市民団体などによる公園・緑地の美化活動、花壇管理、植生管理などが日常的に行われています。夏には生き物の生息・生育に配慮した池の清掃活動が行われています。 ●ナラ枯れや松くい虫などの被害が拡大しています。同じ時期に整備された公園では、同時期に施設の不具合がでており、今後より安全な維持管理が必要になります。周辺住民の世代交代がある中、公園の改良やリニューアルができていません。「緑あふれる未来サポーター」の登録団体数は増加していますが、高齢化などの理由により、登録を解除する団体も見受けられます。「緑あふれる未来サポーター」と市が行う維持管理とが連携できているか、検証が必要です。 →パークマネジメントプランの策定。公園施設長寿命化計画の定期的な見直しによる公園施設の安全管理。
		5 大学のみどりの保全	○新たに開校された大和大学では、隣接する片山公園と一体となるように境界周辺に高木の苗木が植栽されました。また、校舎には屋上緑化が取り入れられ、まとまりのある豊かなみどりが創出されました。 ●既存の5大学については、吹田市と大学との連携・協力に関する基本協定に基づき行っている協議・調整などがありますが、みどりに関する協議は進めることができていません。 →みどり政策に関する大学との連携。
		6 道路のみどりの適切な維持管理	○現在、市が管理する全ての中高木を対象とした「樹木健全度緊急調査事業」を実施しています。 ●既存の樹木による歩道の根上がり課題になっています。局地的な大雨などにより、道路の側溝が落ち葉などで詰まり、冠水することが増えてきています。 →「樹木健全度緊急調査事業」を基にした街路樹台帳の整備。街路樹台帳を利用した道路のみどりの整備と維持管理に関する方針の策定。
	今ある公共のみどりを次世代へ継承する	7 河川と水路の適切な維持管理	○「大阪アドプト・リバー・プログラム制度」より、神崎川と安威川の美化・清掃活動に取り組んでいます。大阪府と締結した「一級河川糸田川の清掃に関する協定書」を基に、地元自治会、大阪府、吹田市の協働により「糸田川クリーン活動」に取り組んでいます。 ●糸田川を除く中小河川と水路においても、積極的な美化・清掃活動などに取り組んでいく必要があります。 →神崎川、安威川、糸田川における取組の水平展開。

基本方針	基本施策	進捗状況と評価 (○主な成果 ●問題点 →今後の課題)
みどりを生み出す 地域に応じた創意工夫により、みどりを生み出す	8 商業地・業務地の緑化	○江坂地区の商業施設において大規模な敷地内緑化が行われたほか、「すいた里親道路制度」を活用して道路の植樹帯や花壇の緑化・美化活動を行っています。 ●未だまとまったみどりが乏しい状況にあります。 →立体的な緑化や駐車場緑化を促すための助成制度の創設などの検討。緑化重点地区等の制度の活用。
	9 住宅地の緑化	○大規模開発事業が行われる際、「開発事業の手続等に関する条例」などにに基づき開発事業者を指導し、敷地内の緑化や公園、緑地又は広場の設置などを適切に誘導しました。「景観形成地区」の指定数は8地区増加しました。密集した住宅地では、「みどりの協定(みどりの保護及び育成に関する協定)制度」や「生垣等緑化推進助成制度」などを活用した緑化を進めました。 ●「緑地協定」の締結数に増減はありません。 ●吹田市のまちの特徴を捉えた新しい取組の実施も検討する必要があります。 →既存の助成制度の評価と見直しをするとともに、立体的な緑化や駐車場緑化を促すための新たな緑化の助成制度の創設などの検討。開発指導の際、積極的に緑地協定の締結を誘導できるような仕組みづくりの検討。共同住宅が多い本市の特徴を特長と捉えた新たな緑化施策の推進。緑地協定、地区計画、景観形成地区などの緑化推進に寄与する制度の利用促進
	10 公共施設の緑化	○建替えや大規模な改築・改修に併せて緑化した結果、平成25年度(2013年度)末現在において、市内にある242施設のうち、92施設が「みどりの保護及び育成に関する条例」に定められた緑化基準を達成し、達成率が約36%から約38%に向上しました。屋上緑化(10施設)、壁面緑化(2施設)、みどりのカーテン(26施設)、駐車場緑化(7施設)による先導的な緑化を行っている施設もあります。小中学校におけるビオトープの設置数は、15校から17校へ増加しました。 ●屋上緑化や壁面緑化は、維持するための管理費がより多くかかる傾向にあります。 →建替えや大規模な改築・改修に併せた緑化の推進。地域との連携・協働による取組の検討
	11 身近な公園・緑地の新規整備	○大規模開発事業に伴う帰属により、原町ふれあい公園(0.17ha)、星ヶ池公園(0.35ha)、神崎新田公園(0.12ha)、合計0.64haの身近な公園を開設しました。今後は、千里丘上公園の区域変更や吹田操車場跡地における公園整備を予定しており、身近な公園・緑地面積は増加傾向にあります。 ●大規模な公共工事による公園整備が今後は少なくなります。身近な公園・緑地については、「総量目標3 都市公園の確保」の達成に向けた進捗が順調に推移していません。既存の公園の、施設の更新やリニューアルなどが主体になってきています。 →大規模開発事業に伴う新規公園整備の推進。遊休地を活用した暫定的な公園・緑地の確保など、有効な手段の研究・取組みの検討。
	みどりを生み出す 地域に応じたみどりの拠点をつくる	12 「東部拠点」の整備
13 大規模な公園・緑地の未開設区域の整備		○紫金山公園の整備事業が終了し、1.0ha開設しました。(未開設区域として残っている釈迦が池については、水利権が残っていること、修景施設としての利用ができることなどから、要整備区域に当たらないものとして取り扱っています。) ●片山公園の未開設区域のうち、0.1haの土地を吹田市土地開発公社から買い戻しましたが、未整備の状態です。 ●服部緑地の未開設区域については、大阪府との都市計画見直しの検討を踏まえ、整備を促進するよう働きかけてきましたが、開設面積の増加には至っていません。 →片山公園の未開設区域の整備。大阪府都市計画協会が策定した市町村公園の見直し方針を参考にした未開設区域の検討。府営公園の見直し方針に基づく大阪府の動向を注視した協議の継続。

基本方針	基本施策	進捗状況と評価 (○主な成果 ●問題点 →今後の課題)
人と生き物に配慮したみどりのネットワークの形成を進める	14 拠点や骨格となるみどりの保全	○拠点や骨格となるみどりのうち、将来的にも残される可能性が高く担保性がある大規模な公園・緑地、大学のみどり、大規模な河川については、保全が図られています。 ●民有地を含む丘陵・斜面のみどりについては、大規模開発事業などにより、減少傾向にあります。 →丘陵・斜面のみどりの保全と生き物にも配慮したみどりのネットワークの形成の在り方の検討。みどり分野や都市計画分野を超えた都市としてのあり方に係る検討。
	15 道路の緑化	○都市計画道路千里山佐井寺線や阪急吹田駅前におけるポケットパークの整備などにより、道路のみどりを新たに創出しました。現在、市が管理する全ての中高木を対象とした「樹木健全度緊急調査事業」を実施しています。 ●既存の道路に緑化するスペースが少なくなっています。新規に整備する道路は今後減少していきます。遊休地として道路残地が残っています。 →現在実施している「樹木健全度緊急調査事業」の調査結果を受けた、樹勢回復や伐採・植替えなどの措置。本市の街の特徴を捉えた新しい取組の検討。
	16 中小河川と水路の緑化	○河川の緑化については、「河川親水環境整備事業」に関する計画の策定に向けた検討を進めてきました。水路の緑化については、大角水路において、景観に配慮した整備に合わせて水生植物を植栽しました。基本設計をしている水路もあるので、引き続き取り組んでいく必要があります。 ●国が地方公共団体に向けて創設している河川に関する支援制度の内容が、「レクリエーション性が高く、にぎわいを創出させる水辺整備や地域活性化」に対する支援から「治水上及び河川利用上の安全・安心に係る河川管理施設整備」に対する支援へと改正されたため、施工条件が厳しくなるとともに、財源の確保が困難になったことから、「河川親水環境整備事業」に関する計画の策定には至っていません。 →河川の緑化に関する国・府の支援制度などの動向を踏まえた施策の再検討。基本設計をしている水路について、緑化に関する取組の継続。
	17 鉄道沿線の緑化	○JR 岸辺駅周辺では、JR 岸辺駅南駅前広場(交通広場)のリニューアルが行われ、交通広場としての機能改善とともにみどりの空間も創出されました。「吹田操車場跡地」では、JR 吹田駅付近から JR 千里丘駅付近まで約 3km におよぶ「緑の遊歩道」が整備されました。阪急千里山駅周辺では、都市計画道路の整備に併せて歩道部に植樹帯を設置したほか、駐輪場を設置する際に壁面緑化を行いました。阪急南千里駅周辺では、「千里南地区センター再整備事業」を実施し、千里ニュータウンプラザや歩行者デッキに壁面緑化と屋上緑化を取り入れました。 →今後も、「北大阪健康医療都市(健都)」のまちづくりや南吹田地域のまちづくりなど、駅周辺及び鉄道沿線におけるまちづくりに併せた効果的な緑化推進。できあがった施設の適正な維持管理。
	18 公園・緑地の再整備	○事後的な維持管理から予防保全的な維持管理への転換を図るため、平成 23 年度(2011 年度)に「公園施設長寿命化計画」を策定しました。現在は、「公園施設長寿命化計画」に基づく遊具の撤去・更新を行っています。6 箇所の身近な公園において、防災機能を持った施設を設置しました。設置した施設は、地域の防災訓練等に役立てられています。施設の改修等に併せて、バリアフリー化にも取り組んでいます。 ●団地の建て替えや開発事業の際には、地域から全面リニューアルの要望のあがる公園も増加しています。長寿命化計画を策定していますが、同時期に更新しなければならない施設が多すぎることもあり、安全に公園を管理していく必要があります。周辺住民の世代交代などの理由で、利用されていない遊園が増えてきています。 →全面リニューアルも含めたパークマネジメントプランの策定。遊園の利活用の検討
	19 「花と緑、水めぐる遊歩道(愛称:ぶらっと吹田)」を活用した市民観光の推進	○コース上に水飲み場やベンチといった休養施設を設置する「花と緑、水めぐる遊歩道整備事業」を完了しました。現在は、案内役となる市民ボランティアが「花と緑、水めぐる遊歩道(愛称:ぶらっと吹田)」を活用した散策イベントを定期的に開催しています。散策イベントでは、市民ボランティアがコース上の要所を解説したり、コースを少し変更して散策するなど、参加者に飽きさせない工夫を凝らしており、参加者の数は増加傾向にあります。
	20 みどりの環境教育・学習の推進	○「自然体験交流センター」において、幅広い年齢層の市民が自然に触れながら環境について理解する機会を提供するため、自然観察会、草花遊び教室、竹林整備ボランティア作業などを開催しました。「花とみどりの情報センター」において、公園内の自然観察を目的とした講習会を開催しました。「アジェンダ 21 すいた」による生物多様性に係る観察会や吹田自然観察会による自然観察会など、市民・事業者・行政の協働による取組も進めました。 →日常的に気軽にみどりの環境教育・学習に取り組む機会の創出
	21 みどりのまちづくり意識の啓発イベントの開催	○「千里の竹あかり」や「花と緑のフェア」などの比較的大規模なイベントでは、市民が協力団体として参画する機会は増加しています。 ●市民が主体的に企画・運営を担うには至っていません。イベントが、みどりのまちづくりに参加するきっかけになっているか、みどりのまちづくり意識の啓発に繋がっているか、についての検証が必要です。 →地域に合わせた個性あるイベントの開催。開催目的の整理と内容の見直し。
	22 みどりが持つ多様な効果の活用	○近年、公園では、これまで行われてきた地域イベントやボランティア活動に加え、「自動車文庫ゆめぶんこ」の巡回や「公園カフェ」の開催など、みどりが持つ多様な効果を有機的に活用した多様な世代の市民が集まる機会が創出されています。現在、吹田操車場跡地では、みどりとふれあいによる心身リフレッシュや国立循環器病研究センター及び市民病院の協力監修による運動プログラムを活用して市民自らの予防医療ができ、健康増進の場となる公園について、具体的な検討や整備(イメージ)が進められています。 ●存在効果、利用効果、媒体効果にかかわらず、みどりが持つ多様な効果が市民に十分に認知されていません。 →公園・緑地の運営管理(パークマネジメント)。みどりが持つ多様な効果の活用。
	みどりを活かす	今ある公園・緑地を充実する
人と地域を育む場としてみどりを活かす		

基本方針	基本施策	進捗状況と評価 (○主な成果 ●問題点 →今後の課題)
市民参加・協働を支える仕組みをつくる	23 花とみどりの情報センターの充実	<p>○平成 25 年(2013 年)9 月に「千里ニュータウンプラザ」内に「千里花とみどりの情報センター」を設置し、既存の「江坂花とみどりの情報センター」と一括した効率的かつ適正な管理運営に努めています。指定管理者制度による管理運営のもと、市民が講師を務める講習会やみどりのまちづくりリーダーを育成する「花とみどりの街づくり市民養成講座」を開催したほか、「花とみどりの街づくり市民養成講座」修了者による花苗の育苗及び公園花壇への植付けにも取り組み、市民参加・協働によるみどりのまちづくりを進めていくための体制の強化を図りました。</p> <p>●市民参加・協働によるみどりのまちづくりを体系的・計画的に推進していくにあたり、花とみどりの情報センターの更なる充実が必要です。</p> <p>→管理運営方針の見直しによる 2 施設の役割の明確化。市民参加・協働によるみどりのまちづくりを推進するにあたっての核としての機能強化。調査・研究と情報発信を行うシンクタンク機能の付加。市民参加・協働によるみどりのまちづくりを推進する組織の設立と運営。</p>
	24 市民参加・協働によるみどりのまちづくり推進組織の設立	<p>○「千里花とみどりの情報センター」の設置、「花とみどりの情報センター」を活用して育成した人材の増加、「緑あふれる未来サポーター」の増加など、市民参加・協働によるみどりのまちづくりを促進していくための土壌が醸成されつつあります。</p> <p>●市民参加・協働によるみどりのまちづくり推進組織の設立には至っていません。</p> <p>●みどりのまちづくりを推進していくにあたっては、分野横断的な繋がりを持つことも効果的です。</p> <p>→市民参加・協働によるみどりのまちづくり推進組織の設立。福祉・子育て・健康・産業などの広くまちづくりに寄与する組織との情報交換・連絡調整</p>
	25 「緑化推進基金」の有効活用	<p>○基金を取り崩して緑地の保全や公園・緑地の整備などに関する事業予算の一部に充当できるよう規程を整備しました。平成 26 年度(2014 年度)には、「樹木健全度緊急調査事業」の実施にあたり、基金を取り崩して事業予算の一部に充てました。平成 26 年度(2014 年度)末現在において、約 12 億円の基金を積み立てています。</p> <p>→緑化重点地区の整備にあたっての「緑化推進基金」の有効活用</p>
	26 助成制度の見直し	<p>○「みどりの協定(みどりの保護及び育成に関する協定)」の締結数が大幅に増加するなど、利用が促進されている助成制度があります。</p> <p>●制度の見直しには至っていません。枯死を理由とする「保護樹木」の指定解除があるなど、助成の対象・条件との差異が生じている制度もあります。</p> <p>→社会要請と助成の対象・条件との差異が生じている制度についての見直し</p>
	27 みどりの表彰制度の創設	<p>○平成 27 年度に「吹田市環境表彰」を創設しました。既存の環境表彰制度の対象を拡充し、みどりのまちづくりに貢献した市民・事業者も表彰できる制度としました。</p> <p>→表彰制度の運用による市民・事業者の自主的なみどりのまちづくり活動の促進</p>
市民参加・協働による取組を進める	28 多様な主体によるみどりのまちづくりの推進	<p>○市民は、住まいのみどりの保全・緑化・育成、地域のボランティア活動への参加、みどりのイベントやみどりに関する調査と研究への参画などに取り組んでいます。事業者は、敷地内のみどりの保全と緑化、地域の住民とも連携・協働したみどりのまちづくりへの参画などに取り組んでいます。行政は、みどりの普及・啓発、市民参加・協働によるみどりのまちづくりの支援、公園・緑地の整備、みどりの保全、緑化の推進、みどりの調査と研究などに取り組んでいます。</p> <p>●本計画の目標の達成に向けた成果が十分ではありません。市民、事業者、行政が、それぞれの役割を認識し、それぞれが持っている特色を活かしたみどりのまちづくりに取り組んでいます。十分な連携・協働によるものとはなっていません。</p> <p>●短視眼的にみどりのまちづくりが進められ、課題が後に残される場合があります。(当初の過密な植栽など)</p> <p>→市民、事業者、行政が十分な連携・協働を図るための組織の設立等。政策への将来世代の意見の反映</p>
	29 みどりの調査と研究	<p>○平成 25 年度(2013 年度)に NPO 法人すいた市民環境会議が行った調査により民有地で発見されたヤマサギソウ(大阪府絶滅危惧 I 類)を公園内に移植し、保護しました。平成 26 年度(2014 年度)には、NPO 法人すいた環境学習協会が緑視率調査を開始するにあたり、必要な技術的助言を行いました。毎年「すいたシニア環境大学」がテーマの一つとしてみどりに関する研究に取り組んで、市は研究に対する資料提供や助言などの支援を行ってきました。みどりのまちづくりに繋がる調査と研究を含む市民公益活動に対して支援を行う「市民公益活動促進補助金」制度を創設しました。</p> <p>●調査・研究の実施や成果の活用にあたっての市民と行政との連携は見られませんが、行政主導による市民参加・協働型の調査・研究には至っていません。</p> <p>→花とみどりの情報センターにおいて行う調査・研究に市民力を活かす仕組みの構築(調査・研究への参加、調査・研究成果の実践、実践結果のフィードバック)。NPO 団体や環境団体などの市民が調査・研究を行う際の行政との連携の促進。</p>

## 資料2 緑地の現況

### (1) 施設緑地の現況

#### ① 都市公園

表 資.2.1 都市公園の現況 (平成26年度(2014年度)末現在)

分類	名称	面積 (ha)	分類	名称	面積 (ha)	分類	名称	面積 (ha)	
街区公園	2・2・205-1 大井池公園	0.54	街区公園	2・2・205-47 山田西第2公園	0.29	街区公園	山田西にここ公園*	0.17	
	2・2・205-2 金田公園	0.16		2・2・205-48 山田西第3公園	0.14		川園公園*	0.79	
	2・2・205-3 玉の井公園	0.20		2・2・205-49 王子公園	0.35		垂水上池公園*	0.32	
	2・2・205-4 住友公園	0.16		2・2・205-50 山田駅東公園	0.43		春日わんぱく公園*	0.33	
	2・2・205-5 松が丘第1公園	0.02		2・2・205-51 末広公園	0.33		千里丘西公園*	0.21	
	2・2・205-6 松が丘第2公園	0.12		2・2・205-52 新いずみ公園	0.10		山田川公園*	0.13	
	2・2・205-7 松が丘第3公園	0.04		2・2・205-53 あんず公園	0.10		千里丘上公園*	0.11	
	2・2・205-8 原新池公園	0.38		2・2・205-54 佐井寺東公園	0.16		長野西公園*	0.21	
	2・2・205-9 豊津公園	0.30		2・2・205-55 いずみの園公園	0.13		新芦屋下公園*	0.18	
	2・2・205-10 江の木公園	0.40		2・2・205-56 円山公園	0.10		新芦屋上公園*	0.28	
	2・2・205-11 穂波公園	0.24		2・2・205-57 尺谷公園	0.39		山田上王子池公園*	1.10	
	2・2・205-12 はぎのき公園	0.95		2・2・205-58 岸部南公園	0.10		山田西ふれあい公園*	0.16	
	2・2・205-13 こでまり公園	0.40		2・2・205-59 南正雀ふれあい公園	0.41		長野公園*	1.40	
	2・2・205-14 あじさい公園	0.25		2・2・205-60 原竜が池公園	0.15		原町ふれあい公園*	0.17	
	2・2・205-15 ふじのき公園	0.98		2・2・205-61 亥の子谷北公園	0.15		星ヶ池公園*	0.35	
	2・2・205-16 おばな公園	0.26		2・2・205-62 亥の子谷公園	0.25		神崎新田公園*	0.12	
	2・2・205-17 さるすべり公園	0.52		2・2・205-63 竹谷公園	0.12		小計	29.96	
	2・2・205-18 やまぶき公園	0.14		2・2・205-64 上山手公園	0.20		近隣公園	3・3・205-10 江坂公園	2.30
	2・2・205-19 さざんか公園	0.29		2・2・205-65 佐井寺南公園	0.10			3・3・205-11 南吹田公園	2.30
	2・2・205-20 ゆりのき公園	0.18		2・2・205-66 千里山東にちご公園	0.12			3・3・205-14 佐井寺南が丘公園	1.00
	2・2・205-21 しいのき公園	0.27		2・2・205-67 宮が谷池公園	0.15			3・3・205-12 山田西公園	1.90
	2・2・205-22 あべりあ公園	0.88		2・2・205-68 片山北ふれあい公園	0.74			3・3・205-13 新芦屋中央公園	1.10
	2・2・205-23 にれのき公園	0.25		2・2・205-69 岸部中第2公園	0.25			3・3・205-1 津雲公園	3.00
	2・2・205-24 もものき公園	0.47		2・2・205-70 佐井寺北公園	0.14			3・3・205-2 高野公園	2.70
	2・2・205-25 あせび公園	0.45		2・2・205-71 佐井寺新池公園	0.22			3・3・205-3 佐竹公園	3.10
	2・2・205-26 下新田公園	0.25		2・2・205-72 山田下ふれあい公園	0.21			3・3・205-4 ねむのき公園	1.20
	2・2・205-27 広芝公園	0.53		千里山公園*	0.22			3・3・205-5 竹見公園	2.00
	2・2・205-28 南金田公園	0.27		こすも公園*	0.10			3・3・205-6 青山公園	2.70
	2・2・205-29 上新田公園	0.37		東御旅公園*	0.14			3・3・205-7 藤白公園	2.30
	2・2・205-30 南清和園公園	0.32		千里山西公園*	0.24			3・3・205-8 古江公園	3.00
	2・2・205-31 川岸公園	0.25		岸部北公園*	0.11			3・3・205-9 くちなし公園	1.70
	2・2・205-32 山田公園	0.18		千里山東公園*	0.20		小計	30.30	
	2・2・205-33 榎坂大池公園	0.41		山田東公園*	0.10		地区公園	4・4・205-1 中の島公園	6.40
	2・2・205-34 菜の井公園	0.12		ルネ千里丘公園*	0.16			4・4・205-2 片山公園	4.00
	2・2・205-35 谷上池公園	0.27		山田小川公園*	0.20			4・4・205-3 桃山公園	6.00
	2・2・205-36 岸部中第1公園	0.25		千里台公園*	0.16		小計	16.40	
	2・2・205-37 さつき公園	0.24		青葉丘南第1公園*	0.10		総合公園	5・5・205-1 千里南公園	10.50
	2・2・205-38 江坂山北公園	0.13		青葉丘南第3公園*	0.14			5・5・205-2 千里北公園	30.10
	2・2・205-39 江坂山南公園	0.34		だいのき公園*	0.12			5・5・205-3 紫金山公園	8.40
	2・2・205-40 安威川公園	0.54		引谷公園*	0.20		小計	49.00	
	2・2・205-41 いずみ公園	0.10		五反島公園*	0.47		都市緑地	第205-1号千里緑地	58.80
	2・2・205-42 山田下公園	0.15		南正雀わんぱく公園*	0.46			小計	58.80
	2・2・205-43 いずみ南公園	0.16		原町公園*	0.22		広域公園	9・6・205-1 万博公園	129.00
	2・2・205-44 江坂西公園	0.11		吹一公園*	0.10			第2号服部緑地	8.90
	2・2・205-45 吹東公園	0.11		青葉丘公園*	0.14			小計	137.90
	2・2・205-46 山田西第1公園	0.34		上山田公園*	0.23			都市公園合計	322.36

※都市計画決定していない都市公園

## ②公共施設緑地

表 資.2.2 公共施設緑地の現況 (平成26年度(2014年度)末現在)

分類	名称	箇所数	面積(ha)
遊園	—	334	14.87
緑地	—	15	3.60
緑道	—	27	13.69
街路樹	—	—	30.89
公共施設の緑被地	—	241	35.66
公立高校の緑被地	—	5	2.92
国立大学の緑被地	—	1	27.56
公共施設緑地合計		—	129.22

表 資.2.3 市の道路の緑化状況 (平成26年度(2014年度)末現在)

緑化路線		管理樹木本数			
路線数	緑化延長(m)	高木(本)	中木(本)	低木(本)	合計(本)
222	76,406	9,321	2,644	251,512	263,477

表 資.2.4 市の公共施設の緑化状況 (平成26年度(2014年度)末現在)

施設区分	施設数	敷地面積(m <sup>2</sup> )	緑被地面積(m <sup>2</sup> )	緑化率(%)	中高木本数(本)
医療施設	1	1,198	199	16.61%	14
教育施設	69	1,040,364	217,054	20.86%	28,078
公営住宅	12	82,612	15,076	18.25%	935
環境衛生施設	18	193,661	54,877	28.34%	2,168
社会福祉施設	43	77,384	20,409	26.37%	1,069
庁舎等	94	182,313	42,700	23.42%	2,335
その他	4	40,225	6,543	16.27%	1,063
合計	241	1,617,757	356,857	22.06%	35,662

## (2)地域制緑地の現況

表 資.2.5 地域制緑地の現況 (平成26年度(2014年度)末現在)

分類	名称	箇所数	面積(ha)
風致地区	千里山東風致地区	1	約12.0*(指定面積約40)
	千里山西風致地区	1	約26.4*(指定面積約88)
	服部風致地区	1	約3.3*(指定面積約11)
	小計	3	約41.7*(指定面積約139)
生産緑地地区	—	202	約52.77
保安林	垂水神社	1	0.86
	片山神社	1	0.48
	山田伊射奈岐神社	1	0.50
	小計	3	1.84
緑地協定	リーザス南千里緑地協定	1	0.10
	吹田レストタウン千里山緑地協定	1	1.12
	サニークレスト千里緑地協定	1	1.53
	小計	3	2.75
史跡	国史跡: 吉志部瓦窯跡	1	2.35
	国史跡: 七尾瓦窯跡	1	0.12
	府史跡: 吉志部瓦窯跡(工房跡)	1	0.05
	小計	3	2.52
自然環境の保全と回復に関する協定	—	25	14.39
地域制緑地合計		239	約115.97

※地区内において、30%の緑化が図られると想定 (参考: 風致地区内における建築等の規制に関する条例第4条)

## 資料3 吹田市の生物多様性を取り巻く状況

### (1)吹田市の自然環境の広域的な位置づけ

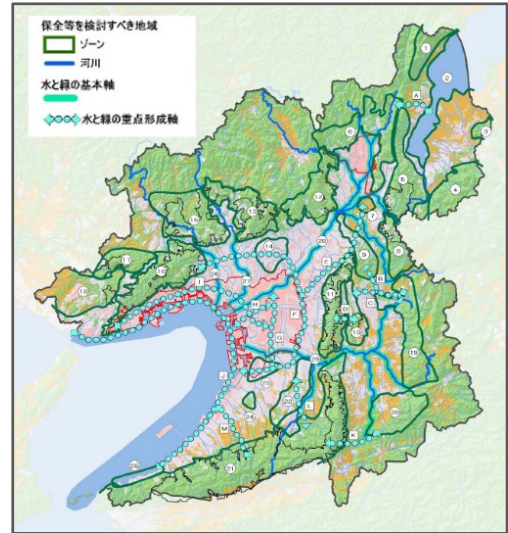
#### ①「近畿圏の都市環境インフラのグランドデザイン(平成18年8月、近畿圏における自然環境の総点検等に関する検討会議)」における位置づけ

##### a) 自然環境の総合評価

自然環境の有する4つの機能(生物多様性の向上、人と自然のふれあいの確保、安全性の向上、快適な環境の形成)から総合評価を行うと、吹田市の丘陵地(千里丘陵)は「中～高評価」と、評価が高くなっています。

##### b)「保全等を検討すべき地域」と「水と緑の重点形成軸」の抽出結果

「保全等を検討すべき地域」として「14.北大阪丘陵地」、「水と緑の重点形成軸」として「F市街地を環状につなぐ軸」が位置付けられています。



近畿圏の都市環境インフラの将来像図

表 資.3.1 「保全等を検討すべき地域」と「水と緑の重点形成軸」の抽出結果

抽出区分	吹田市内の抽出箇所	内容
保全等を検討すべき地域	14 北大阪丘陵地	大阪北部の豊中・吹田・茨木・箕面にまたがるなだらかな丘陵地域。千里ニュータウンなどこの地域の大部分が宅地開発されてはいるが、最も大きな緑地のまとまりとして万博記念公園が存在するほか、服部緑地など数多くの公園が点在しており、快適な生活環境の提供の一助となっている。
水と緑の重点形成軸	F 市街地を環状につなぐ軸	高規格道路である阪和自動車道、近畿自動車道・中国自動車道は、既成都市区域・都市域を貫く動線である。この沿線は緑のまとまりの極めて乏しい一帯であり、とくに自然とのふれあいや景観形成の観点から自然環境のまとまりが必要な地域である。道路整備の中で、沿道の緑化・のり面緑化や環境施設帯の設置などにより、連続した骨格となる緑を形成するとともに、沿道部における公園緑地をはじめとする緑の創出を行いグリーンベルトの形成を目指す。猪名川、服部緑地、久宝寺緑地、大泉緑地などの緑拠点や市民活動との連携も考慮し、道路によって形成される緑の連なりと周辺の緑資源とのネットワーク網を形成していく。

#### ②「みどりの大阪推進計画(平成21年12月、大阪府)」における位置づけ

北大阪地域における施策として、「骨格となるみどり」において「丘陵部の樹林地等の保全、整備」、「北摂山系の山麓から丘陵部にかけての市街地からの景観に十分配慮した緑地の保全、整備」、「大阪中央環状線の街路樹の育成と充実」、「服部緑地、万博公園の保全、整備」が、「骨格に準ずるみどり」において「千里北公園等の都市基幹公園、住区基幹公園の保全、整備」「神崎川、安威川等の河川的环境整備」が、「きめ細やかなみどり」において「千里丘陵の住宅地などにおける良好で開放性の高い民有地緑化の促進」などが挙げられています。

#### ③「みどりの風促進区域」の位置づけ

平成23年(2011年)5月に大阪府では、海と山をつなぐみどりの太い軸線の形成を通じ、府民が実感できるみどりを創出するとともに、ヒートアイランド現象の緩和や、官民一体となったオール大阪でのみどりづくりを促進するため、道路や河川を中心に、一定幅の沿線民有地を含む区域「みどりの風促進区域」を指定してみどりづくりに取り組んでいます。吹田市内では、大阪中央環状線及びその沿線が指定されています。



## (2)吹田市の自然環境(「すいたの自然 2011」調査結果)

「すいたの自然 2011」は、市全域を対象に、社団法人大阪自然環境保全協会が中心となって自然環境の現況を調査したものです。10年前に取りまとめられた「すいたの自然 2001」と同じ方法・場所で調査を行い、経年変化が把握できるようになっています。

### ①調査の概要

#### a) 調査の概要

- 調査・編集：社団法人大阪自然環境保全協会
- 調査期間：2010年度～2011年度（2ヶ年）

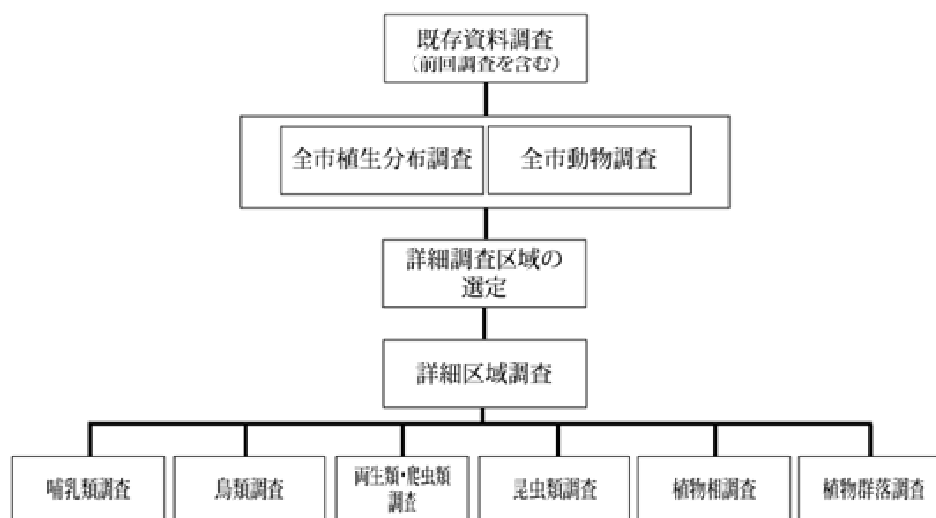


図 資.3.1 「すいたの自然 2011」調査実施フロー

#### b) 調査項目

- 全市対象調査：植生分布調査、文献調査、哺乳類（コウモリ類）生息分布調査
- 詳細区域調査：植物と動物に分けて実施し、植物は「フローラ調査」「植生群落調査」の2項目、動物は「鳥類」「両生類・爬虫類」「哺乳類」「昆虫類」の4項目について調査を行った。また、併せて、市域の自然環境に関する文献（特に詳細区域について記述したもの）等の調査を行った。

表 資.3.2 「すいたの自然 2011」調査項目と調査方法の概要

全市対象調査	
植生分布調査	相関植生図の作成と主な構成種の確認
コウモリ生息状況調査	バットディテクター
文献調査(植物・動物)	確認場所・種名等の抽出によるリスト作成(2001～2011年分データのみ)
詳細区域調査	
(植物)	
植物相調査	目視と採集・同定によるリストの作成(フローラ調査)
植物群落調査	コドラート法による群落調査
(動物)	
昆虫類	目視、見つけ採り、イエローバントラップ、FIT(衝突板)等
両生類・爬虫類	目視・見つけ採り、鳴き声等
鳥類	ラインセンサス、ポイントセンサス、任意調査等
哺乳類	目視、フィールドサイン法、自動撮影カメラ、聞き取り、バットディテクター

## ②調査結果

### a) 動物調査

全市についての文献調査と特定区域（以下、詳細調査区域）についての現地調査（以下、詳細区域調査）を行った結果、下表の生物が確認されました。地理的には、これら動物の生息状況は、植物の分布傾向と同様におおむね南に少なく北に多い傾向がみられました。

表 資.3.3 「すいたの自然 2011」で確認された動物の科目種数

確認目科種数	全体での確認種数	現地調査での確認種数	文献での確認種数
①鳥類	15目40科166種	12目32科81種	15目39科164種
②昆虫類	14目211科1177種	11目156科696種※	14目185科851種
③両生類・爬虫類	3目9科15種	3目9科13種	3目9科15種
④哺乳類 (ただしネコとノイヌの2種を含む)	5目8科14種	4目6科8種	4目7科12種

※昆虫類については同定可能数量の点から、おおむね 600 種を目標に採集・同定を行った結果、この種数に落ち着いたもので、実際にはもっと生息している可能性がある。

### b) 植物分布調査

- 吹田市（市域面積は約 3,611h）は都市的な土地利用が主で、植物が生育する場所は限定されています。
- 前回の調査時には、まとまった樹林などがあった阪急山田駅東側と千里丘、および広大な草地在が広がっていた JR 吹田操車場跡地では、大規模な開発が行われて、それらの多くが消失しました。
- この 10 年間で、全体としての大きな変化はないが、前回は落葉樹林であったところが今回は常緑樹林化しているなどの細かい変化が多くみられました。
- 植生図をもとに GIS 上で面積を測定し、緑被面積と緑被率を計算した結果、市域全体の面積 3,611ha に対して、緑被面積が 2001 年度には 678.0ha（緑被率 18.8%）、2010 年度には 681.6ha（緑被率 18.9%）と、約 10 年間で 3.6ha（緑被率で 0.1%）増加していました。この 10 年間での植生の変化内容を比較すると、人工的な植生と、ほかの樹種と混交した竹林とで面積の増加傾向が見られ、いわゆる雑木林などの自然的な植生や農耕地などは減少している傾向がありました。
- 現在も維持されている竹林は、春日から桃山台にかけての竹林が最大規模で、高野台～山田～万博公園～山田丘の一体にもやや規模の小さな竹林が点々と存続しています。竹林の増減をみると、市域中央部（原町付近）と市域西側（千里山から春日付近）、及び万博公園西側から北側にかけての山田（北・西・東）と山田丘～上山田のあたりでの減少が著しく、竹林の増加は千里丘陵部分のあちこちに小規模な増加部分が散在しているのみでした。
- 市内 6ヶ所の区域を対象として行った植物調査（植物相調査・植物群落調査）と既存文献調査の結果、市域では 156 科 1089 種の植物種が確認されました。このうち、現地調査での植物相調査と植生群落調査（64 群落）で 137 科 763 種が確認されました。科別の確認種数を比較すると、現地調査（詳細区域調査での植物相調査とコドラート調査）と文献調査において、イネ科の種数が最も多く、次いでキク科、カヤツリグサ科、バラ科、マメ科の出現種数が多くみられました。

## (2)吹田市のみどりの特性と生物多様性

### ①吹田市のみどりの質(樹林地の植生)

「すいたの自然 2011」の相関植生図をもとに、樹林地の植生タイプを整理し、市全域での構成比を算出すると、竹林が約 2 割程度ありますが、全体の 7 割強が常緑・落葉樹林およびその混交林で占められています。

### ②吹田市におけるみどりのネットワーク

#### a) みどりの拠点の抽出

みどりの現況図のうち、樹林地、草地、農地、水面を対象にこれらが一団となっているみどりおよび相互の距離が近接(仮に 50m未滿)し、まとまったみどりを構成するものを「みどりの拠点」として抽出しました。

#### b) ネットワークのみどりの抽出

ネットワークのみどりは、みどりの拠点を街路樹や河川などで相互に連絡している線的・帯状のみどりとして位置づけるものです。航空写真などで拠点間の現状を確認し、下表のとおりネットワークのみどりを抽出しました。

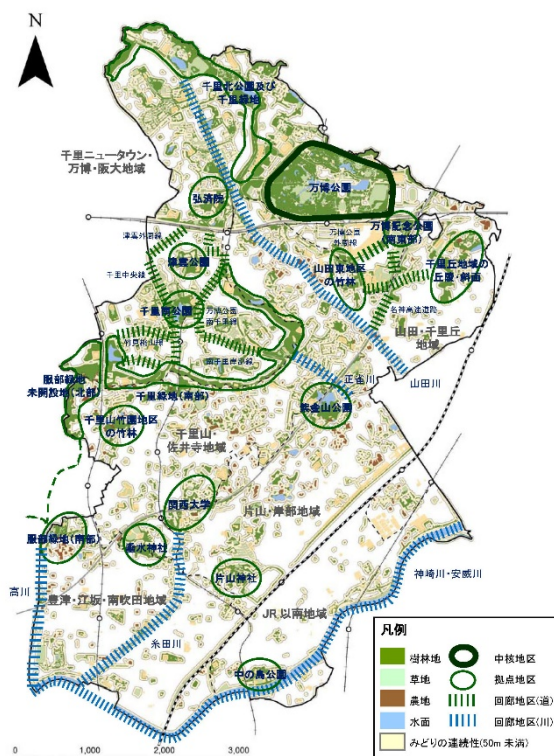


図 資.3.2 みどりのネットワークの現況

表 資.3.4 みどりの拠点の概要

地区		自然的条件
中核地区	万博公園	129haの一大緑地。西側には常緑の広葉・針葉樹林が位置し、東側は主に草地から構成される。
拠点地区	千里北公園及び千里緑地(北部)	公園内に広い草原を有する。池や樹林からなる緑地が連続して多様性に富み、近年、大阪府絶滅危惧種のヤマサギソウやイヌセンブリなどが発見された。
	千里丘陵地の丘陵・斜面	千里丘陵南部に位置し、かつての丘陵地の雑木林が残る斜面緑地が連続する。
	万博記念公園(南東部)	丘陵地の野球場造成地周辺に樹林地が広がる。
	山田東地区の竹林	住宅開発の残地として、竹林を主とした樹林が分布する。
	弘済院	緩い南向き斜面。かつては雑木林が広がっていたが、近年は宅地と竹林が進出する。
	津雲公園	かつての丘陵地開発の宅地内およびその周辺の斜面地に樹林が残される。
	千里南公園	丘陵地の地形を活かして池と斜面緑地が広がる。街路の緑が公園の緑につながる。
	千里緑地(南部)	緑地が連続的に分布し、回廊地区としての役割も有している。千里緑地(第4区)では、ヒメボタルが生息しており、市民団体による植生管理を通じて保全されている。
	服部緑地未開設区域(北部)	一団の緑地であるが、ほとんどが竹林で占められる。畑地も多く分布する。
	千里山竹園地区の竹林	丘陵地の地形を残し、小さなため池と竹林が広がる。
	紫金山公園	千里丘陵南東端部に位置する。コバノミツバツツジが生育しており、市民団体による里山管理を通じて保全されている。
	関西大学	丘陵地を構成する斜面樹林がキャンパスを囲むように残される。
	垂水神社	千里丘陵の南端部に位置し、かつての丘陵地の樹林が残される。
	服部緑地(南部)	丘陵地の地形を活かした都市緑化植物園の植栽木が広がり、西側に高川が接する。
	片山神社	千里丘陵端部の前線緑地を形成し、神社林が広がる。
中の島公園	神崎川に接し、グラウンド周囲や園地の樹林が水際の緑地とつながる。	

表 資.3.5 みどりのネットワークの概要

地区		自然的条件
回廊 (川)	高川	服部緑地の公園区域にあたり、左岸側に落葉常緑混交林が点在する。
	糸田川	河畔に落葉広葉樹林が連なる。千里山の湧水を集めて流れる。
	正雀川	千里緑地につながる小河川であり、自然的要素に限られる。
	山田川	中下流は、自然蛇行して周辺には農地も多いが、上流は、府道箕面摂津線と並走して直線の人工河川となる。
回廊 (道)	千里中央線・津雲外周線	千里ニュータウン内を抜ける緑化街路で、千里緑地、千里南公園、津雲公園をつなぐ。
	南千里・茨木停車場線	千里ニュータウン内を抜ける緑化街路で千里南公園と弘済院の拠点を結ぶ。
	南千里岸部線・竹見桃山線	千里ニュータウン内を東西に抜ける緑化街路で、千里緑地と服部緑地を結ぶ。
	万博公園外周線	万博公園南部の拠点地区を連絡する緑化街路。
	名神高速道路	名神高速道路の土盛り区間で、千里丘の緑地から山田川までを連絡する。

### ③生物多様性の観点にたったみどりの課題

- 吹田市のみどりの基盤となっている千里丘陵においても、千里ニュータウン地域以外では、丘陵地のみどりの面影を残すところはほとんどみられない状況にあり、拠点間にあったみどりも宅地開発などにより分断され、連続性を失いつつあります。とくに北東から南西方向に延びる JR 京都線や名神高速道路は、大きな分断要因となっているほか、市街地のみどりも少なく、生物多様性の確保は厳しい状況下にあります。
- 万博公園（中核地区）以外の拠点地区として残るみどりは 16 箇所抽出されましたが、周辺の宅地開発などでさらに規模が小さくなることが懸念されるほか、多くが竹林で占められるところもあり、生物多様性に資するみどりの質という面での課題を抱えています。
- とりわけ、市域南部においては、みどりの拠点の数が限られており、生物多様性保全の面で条件の悪い地域となっています。一部のみどりの拠点が、千里丘陵の前線緑地としての名残を留めており、その保全が課題となっています。また、神崎川の支流である高川、糸田川、山田川が、小規模ながら拠点をつなぐ南北のコリドーとして重要な役割を担っており、これらを活用して限られたみどりの拠点を結び、みどりのネットワーク形成を推進していくことが課題となっています。
- 一方、みどりの拠点の中には、そこをフィールドとして生物調査が実施されるなど、市民活動が積極的に展開されているものも多くあることから、こうした活動を通じて、みどりの拠点を保全・活用する気運を高めていくことも求められています。
- 行政においても、市民による活発な保全活動と連携・協働しながら、生き物関連の情報収集を効率的に行うほか、自然環境に関連する計画立案に際しては、市民参画・協働の視点で取り組んでいくことが必要となっています。

## 資料4 吹田市におけるヒートアイランド現象の実態

### (1) ヒートアイランド現象と気温の上昇

日本の年平均気温は、都市化の影響が少ない地点では100年間で平均1.5℃の割合で上昇していますが、大阪では100年間で2.9℃上昇しています。この気温上昇はヒートアイランド現象によるものと考えられています。「都市化の影響による気温上昇等の解析結果について～ヒートアイランド監視報告(平成23年)～(気象庁)」より引用

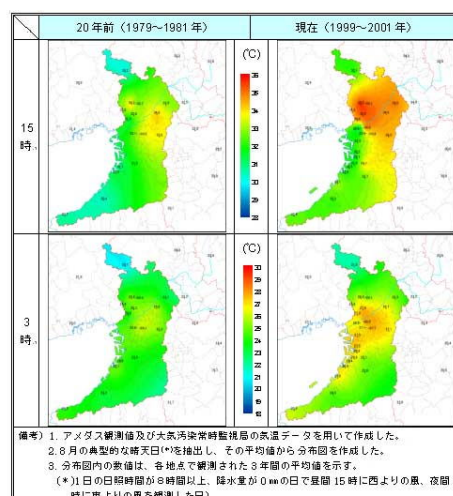


図 資.4.1 大阪府域の気温分布  
(大阪府 HP より引用)

### (2) 吹田市の夏季高温化(地表面温度)の状況

平成23年度(2011年度)に、航空機搭載型赤外センサーを用いて、吹田市全域の地表面温度を撮影しました。地表面温度が高いところは赤く、低いところを青く示しています。

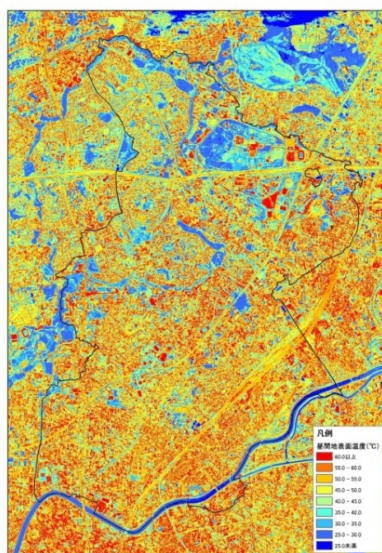


図 資.4.2 夏季昼間の地表面温度  
平成23年(2011年)8月11日  
12時00分～12時30分

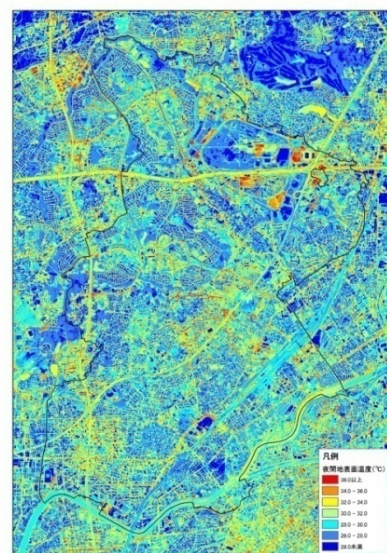


図 資.4.3 夏季夜間の地表面温度  
平成23年(2011年)8月10日  
23時07分～23時38分

#### 【昼間の地表面温度の状況】

ビルや集合住宅が多い江坂周辺、JR以南地域、吹田サービスエリア周辺(五月が丘、佐井寺南が丘など)ほかで、地表面温度が高くなっています。特に屋外駐車場、人工芝、建築物の屋根は温度が高くなっています。一方、神崎川などの河川や、千里緑地・万博公園などの大規模な公園・緑地は、地表面温度が低くなっています。

#### 【夜間の地表面温度の状況】

戸建住宅が多いJR以南地域は、夜間になると地表面温度が下がりますが、江坂周辺、吹田サービスエリア周辺ほかは、夜間になっても温度が下がらないところがあります。特に、道路や屋外駐車場が高い温度を維持しています。

### (3)熱環境(地表面温度較差)マップ

地表面温度データをメッシュ単位で集計し、昼夜とも相対的に温度が高い地域を把握しました。相対的に温度が高いところは赤く、低いところを青く示しています。ビルや集合住宅が多い江坂周辺、吹田サービスエリア周辺(五月が丘、佐井寺南が丘など)、大規模駐車場がある場所などは、昼夜とも相対的に地表面温度が高くなっています。

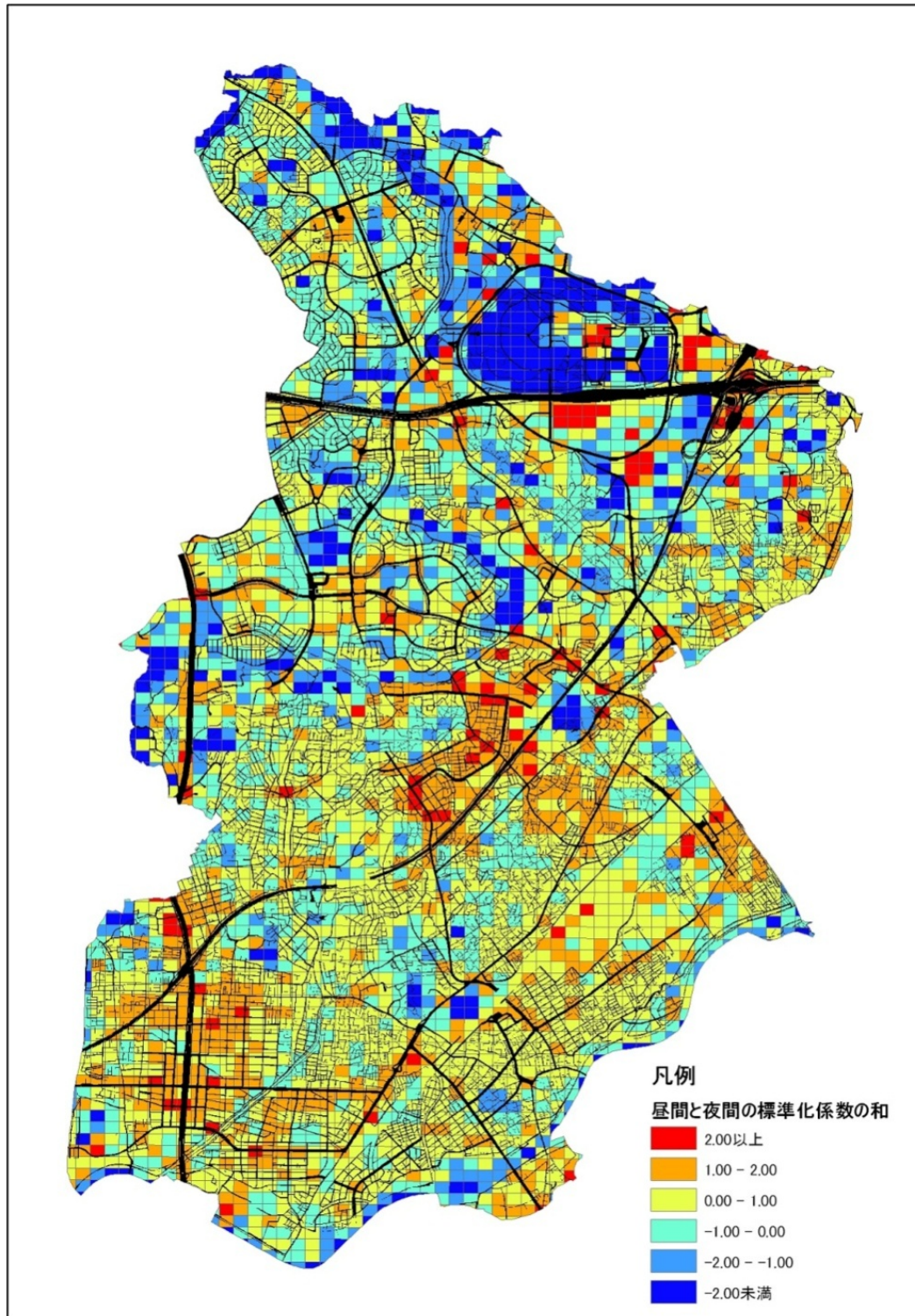


図 資.4.4 昼間と夜間の標準化係数の和

## 資料5 「地域防災計画」に基づく避難地の指定状況

表 資.5.1 「地域防災計画」に基づく避難地の一覧

一時避難地

(平成 26 年 10 月 31 日現在)

No.	施設名	所管	所在地	No.	施設名	所管	所在地
1	吹田第一小学校グラウンド	市(教育総務部)	元町 30-35	41	片山中学校グラウンド	市(教育総務部)	竹谷町 35-1
2	吹田第二小学校グラウンド	市(教育総務部)	泉町 3 丁目 15-18	42	佐井寺中学校グラウンド	市(教育総務部)	五月が丘南 5-1
3	吹田第三小学校グラウンド	市(教育総務部)	高城町 18-39	43	南千里中学校グラウンド	市(教育総務部)	桃山台 4 丁目 2-1
4	吹田東小学校グラウンド	市(教育総務部)	幸町 20-1	44	豊津中学校グラウンド	市(教育総務部)	垂水町 3 丁目 32-50
5	吹田南小学校グラウンド	市(教育総務部)	南吹田 5 丁目 12-1	45	豊津西中学校グラウンド	市(教育総務部)	豊津町 6-1
6	吹田第六小学校グラウンド	市(教育総務部)	南清和園町 43-1	46	山田中学校グラウンド	市(教育総務部)	山田市場 15-1
7	千里第一小学校グラウンド	市(教育総務部)	片山町 4 丁目 32-10	47	西山田中学校グラウンド	市(教育総務部)	山田西 2 丁目 11-1
8	千里第二小学校グラウンド	市(教育総務部)	千里山松が丘 25-1	48	山田東中学校グラウンド	市(教育総務部)	山田東 4 丁目 33-1
9	千里第三小学校グラウンド	市(教育総務部)	千里山西 2 丁目 13-1	49	千里丘中学校グラウンド	市(教育総務部)	青葉丘南 15-1
10	千里新田小学校グラウンド	市(教育総務部)	春日 4 丁目 10-1	50	高野台中学校グラウンド	市(教育総務部)	高野台 4 丁目 5-1
11	佐井寺小学校グラウンド	市(教育総務部)	佐井寺 3 丁目 3-1	51	青山台中学校グラウンド	市(教育総務部)	青山台 4 丁目 2-1
12	東佐井寺小学校グラウンド	市(教育総務部)	五月が丘西 4-1	52	竹見台中学校グラウンド	市(教育総務部)	竹見台 1 丁目 3-1
13	岸部第一小学校グラウンド	市(教育総務部)	岸部中 2 丁目 19-1	53	古江台中学校グラウンド	市(教育総務部)	古江台 1 丁目 1-1
14	岸部第二小学校グラウンド	市(教育総務部)	岸部北 4 丁目 12-1	54	総合運動場	市(地域教育部)	竹谷町 37-1
15	豊津第一小学校グラウンド	市(教育総務部)	江坂町 1 丁目 15-42	55	山田スポーツグラウンド	市(地域教育部)	山田西 2 丁目 17-1
16	豊津第二小学校グラウンド	市(教育総務部)	江坂町 2 丁目 5-1	56	桃山台スポーツグラウンド	市(地域教育部)	桃山台 5 丁目 5-1
17	江坂大池小学校グラウンド	市(教育総務部)	江坂町 3 丁目 13-1	57	桃山公園	市(道路公園部)	桃山台 2 丁目 10
18	山手小学校グラウンド	市(教育総務部)	山手町 2 丁目 15-43	58	津雲公園	市(道路公園部)	津雲台 3 丁目 13
19	片山小学校グラウンド	市(教育総務部)	朝日が丘町 16-1	59	高野公園	市(道路公園部)	高野台 1 丁目 4
20	山田第一小学校グラウンド	市(教育総務部)	山田東 2 丁目 33-2	60	佐竹公園	市(道路公園部)	佐竹台 3 丁目 4
21	山田第二小学校グラウンド	市(教育総務部)	千里丘下 19-1	61	ねむのき公園	市(道路公園部)	佐竹台 4 丁目 10
22	山田第三小学校グラウンド	市(教育総務部)	山田西 1 丁目 4-1	62	竹見公園	市(道路公園部)	竹見台 4 丁目 3
23	山田第五小学校グラウンド	市(教育総務部)	山田西 1 丁目 6-1	63	青山公園	市(道路公園部)	青山台 4 丁目 4
24	東山田小学校グラウンド	市(教育総務部)	青葉丘南 15-10	64	藤白公園	市(道路公園部)	藤白台 3 丁目 4
25	南山田小学校グラウンド	市(教育総務部)	千里丘西 9-1	65	古江公園	市(道路公園部)	古江台 5 丁目 4
26	西山田小学校グラウンド	市(教育総務部)	山田西 2 丁目 10-1	66	江坂公園	市(道路公園部)	江坂町 1 丁目 19
27	北山田小学校グラウンド	市(教育総務部)	山田北 1-1	67	南吹田公園	市(道路公園部)	南金田 1 丁目 12
28	佐竹台小学校グラウンド	市(教育総務部)	佐竹台 4 丁目 12-1	68	佐井寺南が丘公園	市(道路公園部)	佐井寺南が丘 14
29	高野台小学校グラウンド	市(教育総務部)	高野台 2 丁目 16-1	69	吹田高校グラウンド	府	原町 4 丁目 24-14
30	津雲台小学校グラウンド	市(教育総務部)	津雲台 4 丁目 7-1	70	千里高校グラウンド	府	高野台 2 丁目 17-1
31	古江台小学校グラウンド	市(教育総務部)	古江台 5 丁目 6-1	71	北千里高校グラウンド	府	藤白台 5 丁目 6-1
32	藤白台小学校グラウンド	市(教育総務部)	藤白台 3 丁目 3-1	72	山田高校グラウンド	府	山田東 3 丁目 28-1
33	青山台小学校グラウンド	市(教育総務部)	青山台 2 丁目 5-1	73	吹田東高校グラウンド	府	青葉丘南 16-1
34	桃山台小学校グラウンド	市(教育総務部)	桃山台 1 丁目 5-1	74	関西大学・第一中学校・第一高等学校	(学)関西大学	山手町 3 丁目 3
35	千里たけみ小学校グラウンド	市(教育総務部)	竹見台 3 丁目 3-1	75	大阪学院大学・高等学校グラウンド	(学)大阪学院大学	南正雀 3 丁目 12-1
36	第一中学校グラウンド	市(教育総務部)	千里山西 2 丁目 2-1	76	千里金蘭大学・短期大学部・高等学校・中学校グラウンド	(学)金蘭会学園	藤白台 5 丁目 25-1
37	第二中学校グラウンド	市(教育総務部)	岸部北 1 丁目 21-1	77	日本生命千里山グラウンド	日本生命保険相互会社	円山町 50
38	第三中学校グラウンド	市(教育総務部)	中の島町 3-51	78	大阪学院大学千里山グラウンド	(学)大阪学院大学	佐井寺 4-1
39	第五中学校グラウンド	市(教育総務部)	幸町 21-1	79	武田薬品工業(株)吹田寮(運動場)	武田薬品工業(株)	山田南 48
40	第六中学校グラウンド	市(教育総務部)	穂波町 16-1				

広域避難地

(平成 26 年 10 月 31 日現在)

No.	施設名	所管	面積(ha)	No.	施設名	所管	面積(ha)
1	千里北公園	市(道路公園部)	30.1	6	片山公園周辺	市(道路公園部)	22.4
2	万博公園周辺	府(万博公園事務所)	251.7	7	中の島公園周辺	市(道路公園部)	10
3	弘済院周辺	大阪市	23.6	8	アメニティ江坂	(株)サンリバー	13.2
4	千里南公園	市(道路公園部)	10.5	9	服部緑地	府(池田土木事務所)	117.4
5	紫金山公園周辺	市(道路公園部)	18.6				

(出典:「地域防災計画」(吹田市、平成 26 年(2014 年))

## 資料6 自然環境保全に関する市民活動

表 資.6.1 市民公益活動センターに登録している市民団体による自然環境保全に関する取組

団体名	活動目的	活動内容	活動場所	設立年月	スタッフ数
吹田 自然観察会	吹田の自然を観察し、保全する。	・毎月、吹田市内の自然をみて歩く会を実施 ・市内の生き物の調査、里山再生活動、自然環境の保全について、行政や企業に提案・提言を実施	市内の自然がある場所、紫金山公園	1989年 11月	23人
紫金山 みどりの会	1997年度に行われた「紫金山公園の生態調査と自然回復計画」をきっかけに始動。保全協会を中心に、吹田自然観察会などの地元各団体と市民で結成。	自然林などを市民と行政が協働して管理。	紫金山公園	—	—
NPO法人 すいた 市民環境会議	吹田市の環境について、心に潤いとゆとりを持てるようなまちづくりを考え、身近な自然環境・歴史的文化的遺産・生活環境などの保全、回復、創出などを行い、よりよい吹田の環境を次世代に引き継ぐことを目的とする。(定款より)	・身近な自然環境調査(ヒメボタル、公園等) ・生活環境(省エネ、ゴミ減量等) ・まちづくり(吹田の現状の記録) ・学習研修(公民館講座支援等) ・環境問題の提言、提案	市内全域	2001年 2月	ボランティア 50人
NPO法人 すいた 環境学習協会 (SELF)	1.地域の環境保全のため、市民や行政、企業並びにそれぞれの教育機関と連携して環境学習の支援活動を行う。 2.安全で住みやすいまちづくりの提言とその活動の支援を行う。 3.諸団体との交流を深め、持続可能な社会の発展と実現に寄与することを目的とする。	1.市内の小・中・高等学校の環境学習授業の支援 2.循環型社会形成の推進・普及啓発活動の実施 3.まちづくり、歴史的施設の保全と普及啓発活動の実施 4.里山森林の保全活動の実施 5.市内緑視率調査、樹木名板かけ、遊園管理等の実施 6.子どもエコ工作の普及と指導 7.市民講座の企画・実施	市内全域、 千里緑地 (第2区)	2004年 9月	ボランティア 169人
NPO法人 吹田 みどりの会	吹田市内の公園・緑地などの自然環境に対して、植物をはじめ、多様な生き物が棲息できる環境の保全と創出を地域住民として関わり、自然の豊かなまちづくりの推進に寄与することを目的とする。(定款より)	・市全域を対象に、多様な生き物が棲息できる豊かな自然環境の創出を目指した活動を目的としている。 ・主な活動域の「千里第4緑地」に棲息するヒメボタル(市天然記念物)とベニイトトンボ(準絶滅危惧種)の棲息環境の保全を目的とした植栽の管理作業と、その創出を図るための調査・観察など、学術的な活動も行っている。	市内全域、 山田・千里丘 地域	2007年 3月	ボランティア 30人
吹田 ヒメボタルの会	吹田の天然記念物であるヒメボタルの保護	・絶滅が危惧されているヒメボタルの生息状況を調査・観察すると共に市天然記念物でヒメボタルと同じ生息地の自然環境の保護活動を行っている。	千里緑地 (第4区)	2011年 4月	ボランティア 8人

※市民公益活動センターのHPをもとに、市民団体からの聞き取り内容を一部加筆して作成

表 資.6.2 「緑あふれる未来サポーター」による自然環境保全に関する取組

団体名	活動内容	活動場所	協定締結年	スタッフ数
千里竹の会	竹林管理	桃山公園、 千里緑地(第7・8区)	2008年	113人
NPO法人すいた環境学習協会(SELF)内 すいた里山クラブ	竹林管理	千里緑地(第2区)	2008年	47人
竹林友の会	竹林管理	千里緑地(第4区)	2008年	—
津雲公園里山クラブ	竹林管理	津雲公園	2008年	10人
西山田緑を守る会	竹林管理	山田西公園	2008年	5人
NPO法人吹田みどりの会	植生管理、竹林管理	千里緑地(第4区)	2008年	25人
佐井寺竹林の会	竹林管理	千里緑地(第6区)	2008年	13人
公益法人ガールスカウト日本連盟 大阪府第21団	吹田クワイ栽培・管理	片山公園	2008年	55人
ピアノ池の環境をよくする会	池の植生管理 (ヒメガマの繁殖抑制)	藤白公園内 ピアノ池	2010年	18人
JR西労組北摂支部 青年女性委員会	池の植生管理 (ヒメガマの繁殖抑制)	桃山公園内 春日大池	2010年	7人
わんぱく公園竹林整備会	竹林管理	春日わんぱく公園	2010年	11人
公益法人ボーイスカウト大阪連盟 吹田第4団	吹田クワイ栽培・管理	千里南公園	2010年	21人
佐竹公園ハスの会	ハスの育成	佐竹公園	2011年	5人
桃山台四丁目竹林友々会	竹林管理	千里緑地(第7区)	2011年	5人
千里第八緑地会	竹林管理	千里緑地(第8区)	2012年	10人
特定外来植物から吹田の自然を守る会	特定外来植物の除草	千里緑地(第4・5区)、 紫金山公園	2015年	24人



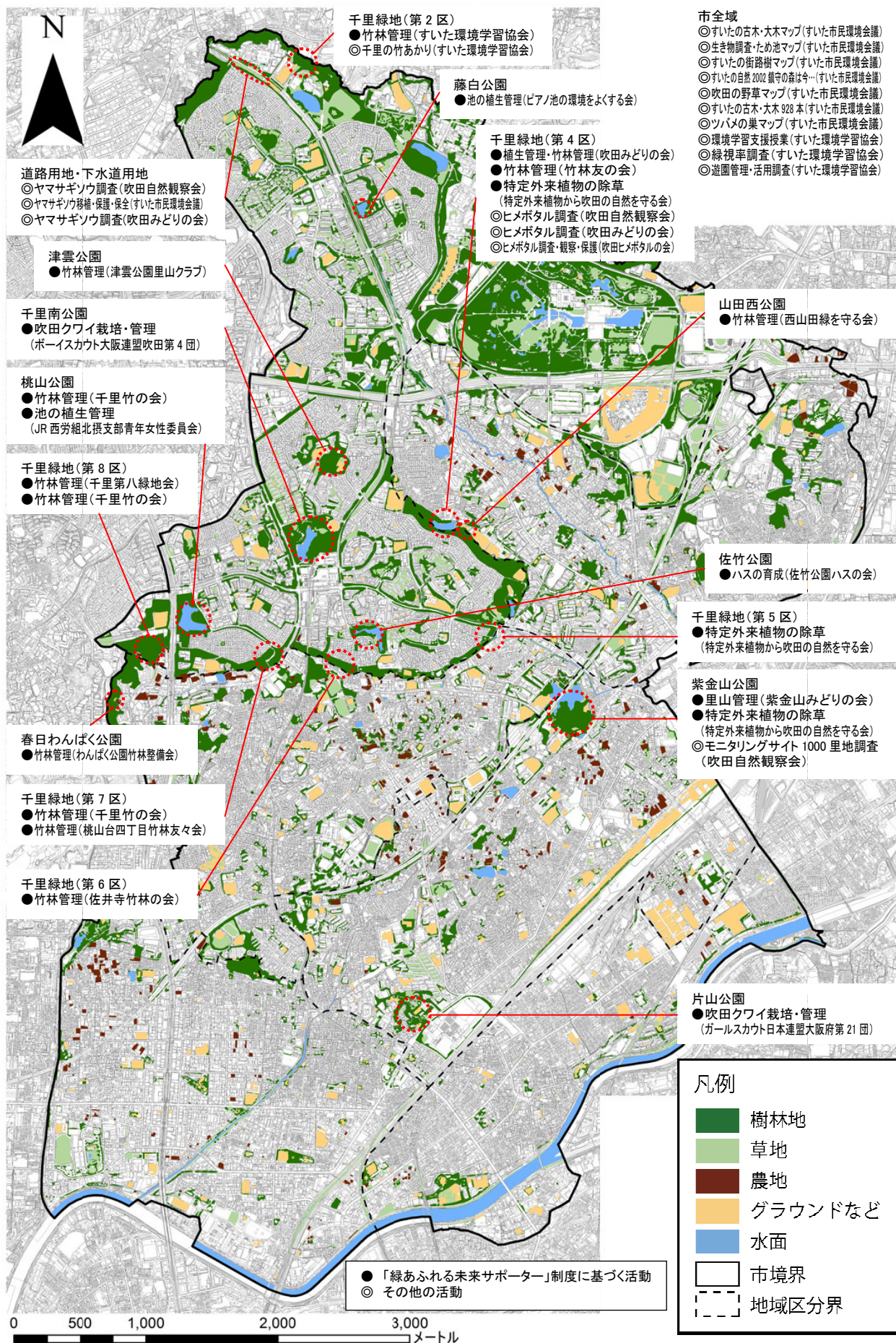


図 資.6.1 自然環境保全に関する主な市民活動

## 資料7 みどりに関する市民の意向

### (1)市民アンケート調査の概要

#### ①目的

「緑」の量・質・機能などに対する満足度、守りたい「緑」、つくりたい「緑」などに関する市民の意向を把握することを目的として、市民アンケート調査を実施しました。なお、本アンケートで対象とする「緑」とは、「住宅の草花や街路樹ばかりではなく、公園・広場、農地、樹林地、河川などの水辺などを含むもの」と定義しました。

#### ②対象者・実施期間・回収結果

- a) 対象者 : 吹田市在住の20歳以上の方3,000名を無作為に抽出。
- b) 実施期間: 平成21年(2009年)9月18日から平成21年(2009年)10月31日まで
- c) 回収結果: ●配布数: 3,000 ●回収数: 1,240 ●回収率: 41.3%

### (2)市民アンケート調査の結果

#### ①吹田市に愛着を感じるどころ(複数回答)

吹田市に愛着を感じるどころについて、「万博公園がある」(49.8%)と回答する割合が最も多く、次いで、「大きな公園があり緑が多い」(47.3%)、「美しい街路がある」(25.2%)と回答する割合が多くありました。公園や緑の次に、街路へ愛着を感じている傾向があります。

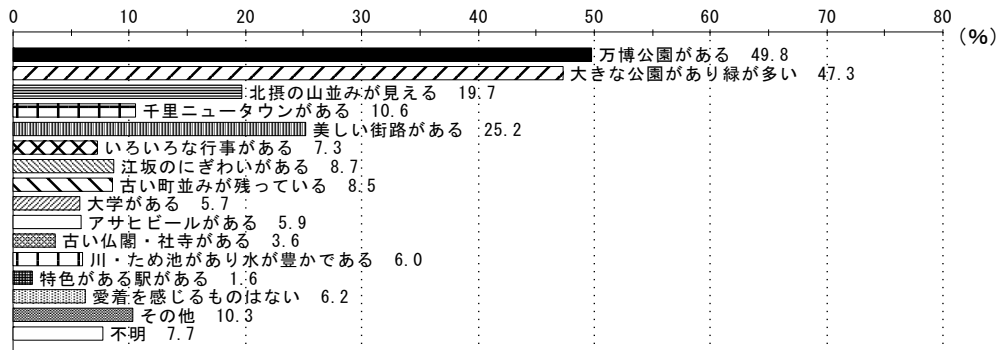


図 資.7.1 吹田市に愛着を感じるどころ (今回調査:平成21年(2009年))

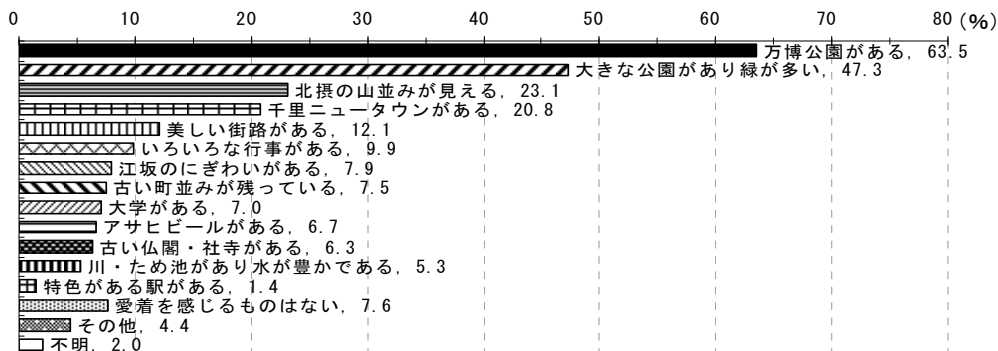


図 資.7.2 吹田市に愛着を感じるどころ (前回調査:平成5年(1993年))

## ②市内で気軽に自然とふれあう場所(複数回答)

市内で気軽に自然とふれあう場所について、「緑のある公園」(79.3%)と回答する割合が最も多くありました。前回調査時(平成5年(1993年))と比べて、「川や水路」、「堤防や河川敷」と回答する割合が大きく増えていることから、水辺を利用して自然とふれあう市民が増加している傾向が伺えます。

地域別にみると、「山林・竹林」と回答する割合は、市域北部の千里ニュータウン・万博・阪大地域(33%)、千里山・佐井寺地域(31%)、山田・千里丘地域(31%)で多く、また、「堤防や河川敷」と回答する割合は、市域南部のJR以南地域(54%)、豊津・江坂・南吹田地域(36%)、片山・岸部地域(22%)で多くありました。

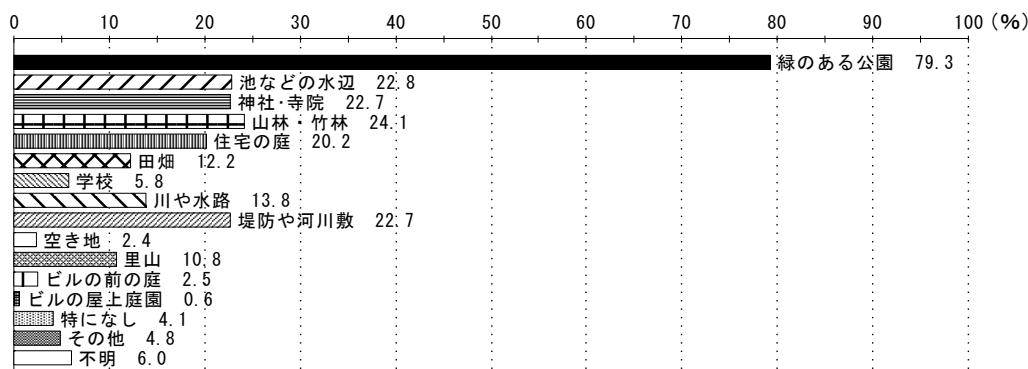


図 資.7.3 市内で気軽に自然とふれあう場所 (今回調査：平成21年(2009年))

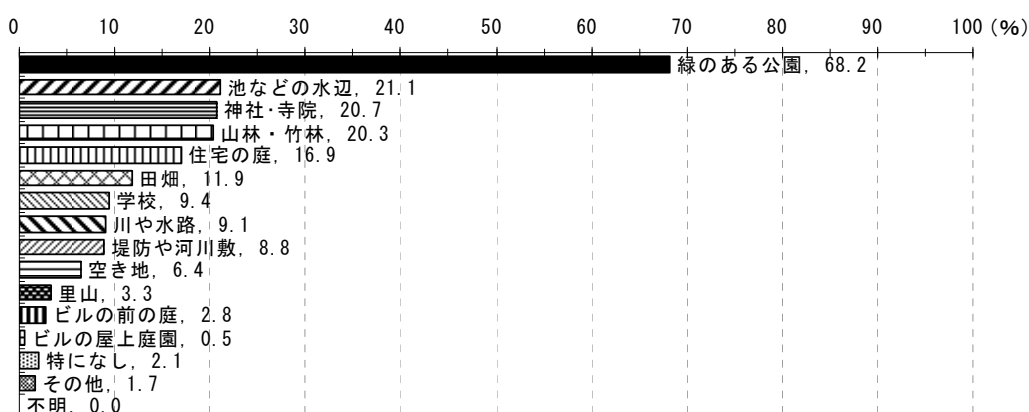


図 資.7.4 市内で気軽に自然とふれあう場所 (前回調査：平成5年(2009年))

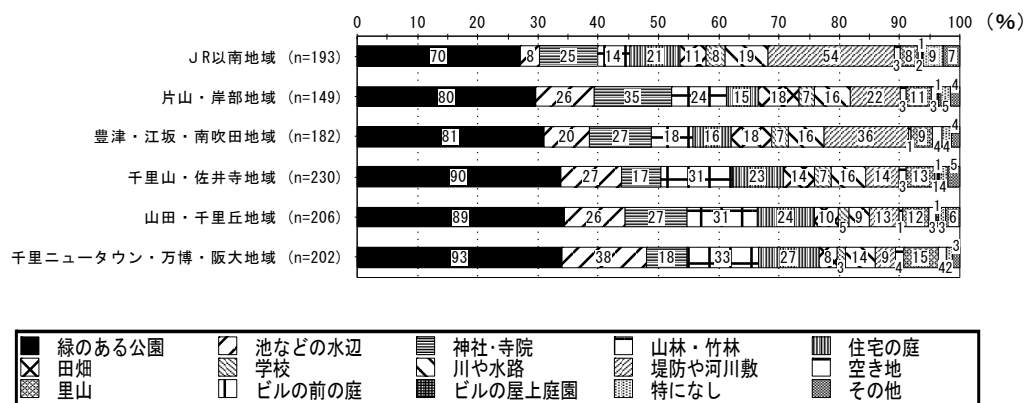


図 資.7.5 地域別にみた気軽に自然とふれあう場所 (今回調査：平成21年(2009年))

### ③吹田市の「緑」の量(単一回答)

吹田市の「緑」の量について、「多い」と回答する割合と「やや多い」と回答する割合を合わせて、44.4% (=19.5%+24.9%) となることから、半数近くの調査対象者は、吹田市の「緑」の量が普通よりも多いと感じていることがわかりました。吹田市の「緑」の量の経年的な変化については、「変わらない」(46.4%) と回答する割合が最も多かったものの、「少なくなった」(36.9%) と回答する割合は、「多くなった」(10.3%) と回答する割合の約3倍であることがわかりました。

地域別にみると、市域南部の3地域では「緑」の量が普通よりも少なく、市域北部の3地域では「緑」の量が普通よりも多いと感じられており、片山・岸部地域では最も「緑」の量が少なくなったと感じられていることがわかりました。

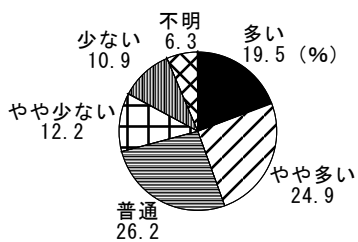


図 資. 7.6 現状の「緑」の量

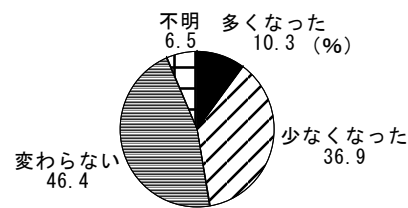


図 資. 7.7 住み始めたところからの「緑」の量の変化

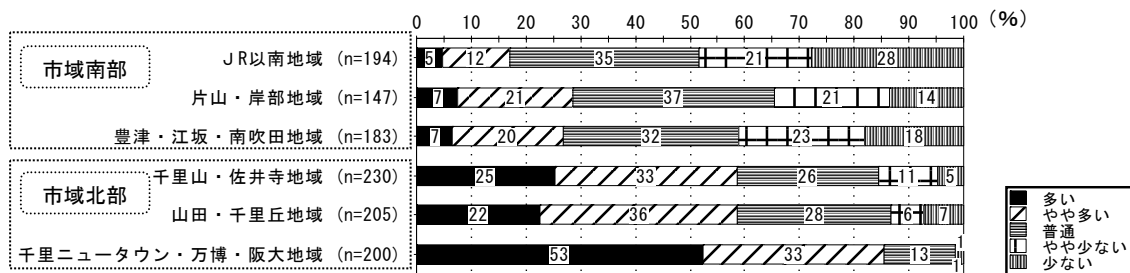


図 資. 7.8 地域別でみた現状の「緑」の量

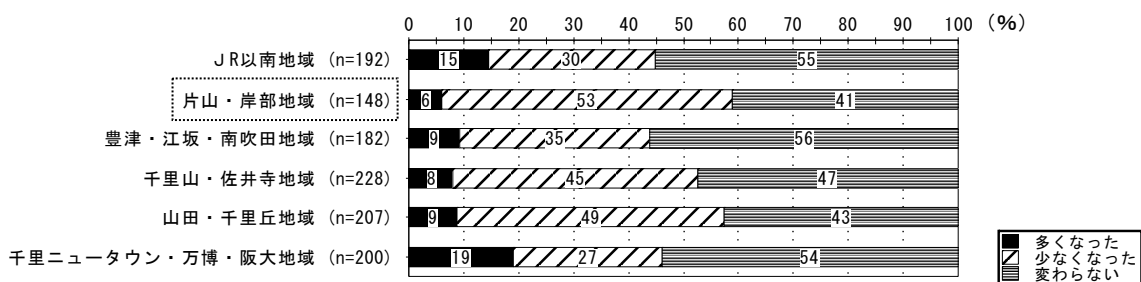


図 資. 7.9 地域別でみた住み始めたところからの「緑」の量の変化

#### ④今後の吹田市の「緑」に望まれる方向性(単一回答)

今後の吹田市の「緑」に望まれる方向性について、「今ある「緑」を適切に維持管理し、質を充実させてほしい」(35.5%)と回答する割合が、他の項目と比べて若干多くありました。

地域別にみると、市域南部の3地域では「緑」をもっと増やしてほしい」と回答する割合が最も多く、市域北部の千里山・佐井寺地域と千里ニュータウン・万博・阪大地域では「今ある「緑」を適切に維持管理し、質を充実してほしい」と回答する割合が最も多く、市域北部の山田・千里丘地域では「今ある「緑」を守ってほしい」と回答する割合が最も多くありました。

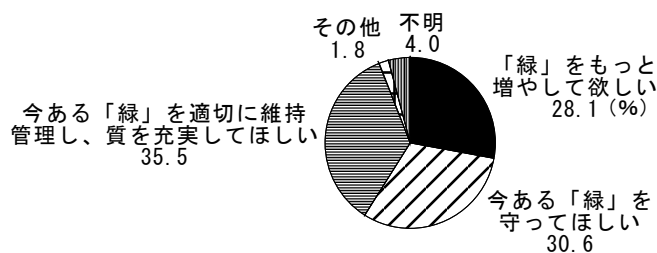


図 資. 7.10 今後の吹田市の「緑」に望まれる方向性

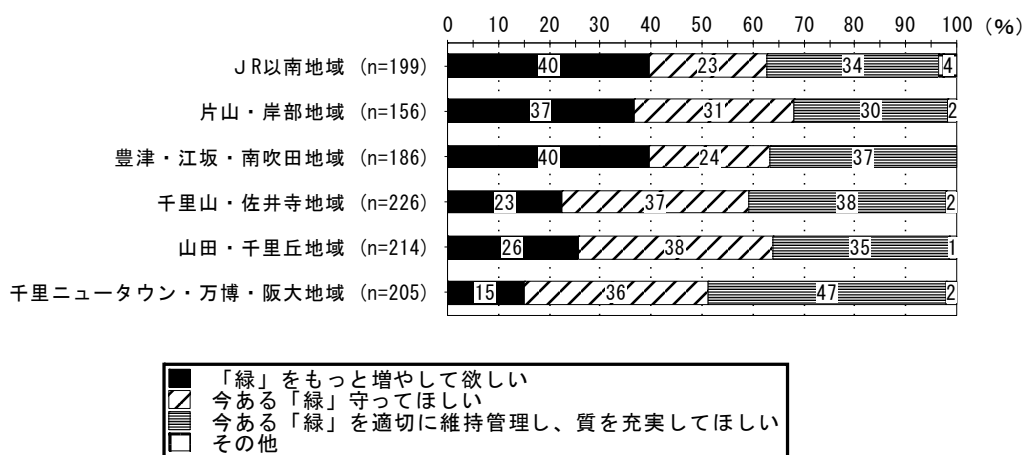


図 資. 7.11 地域別にみた今後の吹田市の「緑」に望まれる方向性

### ⑤ 行政に求める整備や取組(複数回答)

行政に求める整備や取組について、「公園や広場を整備・充実させる」(69.8%)と回答する割合が最も多く、次いで「道路、学校、河川などの公共空間の緑化を推進する」(62.3%)、「住宅や工場などの開発の事業者」に、「緑」を守り、増やすよう指導する」(35.0%)、「市民の緑化意識や環境意識を高める普及啓発活動を推進する」(28.1%)の順に回答する割合が多くありました。

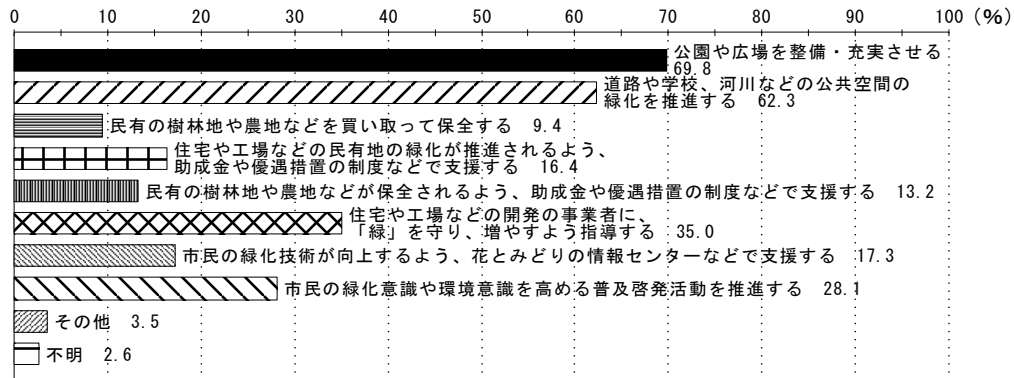


図 資. 7.12 行政に求める整備や取組

### ⑥ 「緑」のまちづくりのために、市民が取り組んでみたい活動(複数回答)

「緑」のまちづくりのために、市民が取り組んでみたい活動について、「自宅のベランダや玄関先に花や鉢植えを飾る」(54.1%)と回答する割合が最も多く、次いで「身近な公園、道路、河川などに花や木を植える」(25.7%)、「家庭菜園をつくる」(24.5%)、「市民農園などで作物を育てる」(19.7%)の順に回答する割合が多くありました。

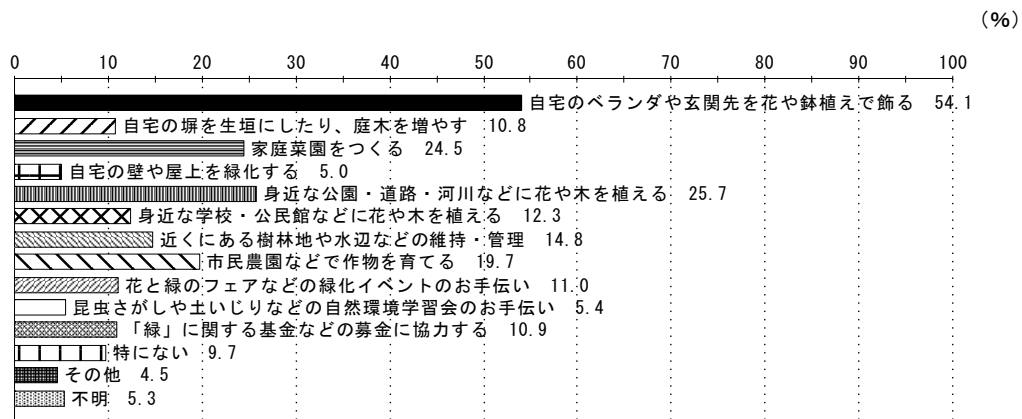


図 資. 7.13 「緑」のまちづくりのために、市民が取り組んでみたい活動

### ⑦ 市民アンケート調査のまとめ

現状で吹田市の「緑」は豊かであると感じられており、10年前と比べて街路や河川などの水辺に対する市民の評価が向上している傾向があります。

今後は、公園・緑地や街路を中心として、「緑」の適切な維持管理と質の充実が求められており、行政の取組として、「緑」の整備・充実、開発事業者への緑化指導、市民への緑化や環境意識の普及啓発、また、市民の取組として、自宅などでできる身近な取組、農業に関連した取組などの必要性を確認することができました。

## ⑧自由意見のまとめ

### a) 公園・緑地の整備

公園・緑地の整備に関しては、自然がなるべく残された公園、芝生のある公園、ゆったりできるようなスペースやベンチのある公園、みんなが行きやすい・使いやすい公園などの整備・充実を望む意見がありました。

### b) 公園・緑地の維持管理

公園・緑地の維持管理に関しては、ゴミの清掃、花壇・植木の手入れなどの管理状況に不満を感じている意見がありました。また、自治会、高齢クラブ、近隣の住民などがその対応にあたってよいという意見がありました。公園内のゴミをリサイクルして、草花の肥料などに活用するという提案もありました。

### c) 「緑」の保全

「緑」の保全に関しては、樹林地、公園・緑地、農地などの今ある「緑」を守ってほしいという意見が多くありました。また、そのために、樹林地と農地を買い取って保全することや、近隣の都市と協力していくことなどが大切であるという意見がありました。神社周辺、寺周辺、日本家屋周辺の「緑」の保全も大切であるという意見もありました。

### d) 道路の「緑」

道路の「緑」に関しては、枝の剪定、草むしり、害虫などの駆除をしていなかったり、遅かったりするので、十分対応してほしいという意見がありました。その反面、新芽が出ている時期や、紅葉がきれいになりそうな時期に剪定されてしまうことを残念に感じている意見もありました。また、駅前の公共施設や道路などには、季節の花、街路樹が植えられており、花や緑があふれていて素晴らしいと感じている意見もありました。

### e) 水辺

水辺に関しては、河川の堤防への桜などの植樹や、親水空間の設置を望む意見がありました。また、水生生物や「緑」が豊かになるように、清掃活動をしてはどうかという意見もありました。

### f) 万博記念公園

万博記念公園に関しては、愛着を感じている意見が多く、「緑」豊かで様々な施設があり守っていくべき、集客施設としてもっとアピールすべきといった意見がありました。また、エキスポランドが閉鎖されたことによるマイナス効果を懸念している意見もありました。

### g) マンションなどの開発事業

マンションなどの開発事業に関しては、開発事業により自然が少なくなっていると感じている意見があり、最低限今ある自然の状態を維持することや、マンションなどの屋上緑化を進めることを望む意見がありました。

### h) 普及・啓発と市民参加

普及・啓発に関しては、講演、イベント、ホームページ、パンフレットなどによるわかりやすくして行動に結びつくような情報発信、自治会やまちのグループを活用した交流による「緑」の維持管理活動、「緑」の相談窓口の設置などを望む意見がありました。

市民参加に関しては、参加するための組織、参加しやすい仕組みづくり、道路の清掃や草花の植付けなどの身近な取組を継続していくことが大切であるという意見がありました。また、子供への環境教育・学習を目的とした体験学習を望む意見もありました。

## 資料8 本計画の策定経過

### (1) 第2次計画の策定

#### ① 検討委員会と庁内検討会

第2次計画を策定するにあたって、庁外組織として専門知識を有する学識経験者、公募市民などで構成する「いきいき吹田みどりの基本計画改定検討委員会」（以下、「検討委員会」という。）、庁内組織として関係部署で構成する「いきいき吹田みどりの基本計画改定庁内検討会」（以下、「庁内検討会」という。）を設置して、第1次計画の検証、改定などに関する事項の検討を行いました。



検討委員会

表 資.8.1 第2次計画の策定経過

会議	開催年月日	内容
第1回検討委員会	平成21年(2009年)9月7日	●委嘱式 ●改定の概要と改定にあたっての考え方
第2回検討委員会	平成21年(2009年)10月27日	●旧計画の整理と現状の特性 ●市民アンケート調査結果
第3回検討委員会	平成22年(2010年)1月14日	●改定の骨子(中間案)(案)の検討
第1回庁内検討会	平成22年(2010年)1月18日	
第4回検討委員会	平成22年(2010年)2月4日	
第5回検討委員会	平成22年(2010年)3月25日	
第6回検討委員会	平成22年(2010年)7月8日	●市民意見募集の実施結果 ●改定の骨子(中間案)の検討
第2回庁内検討会	平成22年(2010年)8月9日	●みどりに関する施策(案)の検討 ●みどりのまちづくり推進プロジェクト(案)の検討
第7回検討委員会	平成22年(2010年)9月7日	
第8回検討委員会	平成22年(2010年)11月4日	●地域別方針(案)の検討 ●計画実現方策(案)の検討
第3回庁内検討会	平成22年(2010年)11月10日	
第9回検討委員会	平成23年(2011年)1月11日	●本計画(最終案)の検討
第10回検討委員会	平成23年(2011年)3月2日	●市民意見募集の実施結果 ●本計画(最終案)の検討

表 資.8.2 検討委員会委員名簿(順不同・敬称略)

		氏名	団体・役職
委員長	公園緑地に関する学識経験者	増田 昇	大阪府立大学 大学院 生命環境科学研究科 緑地環境科学専攻 教授
副委員長	都市計画に関する学識経験者	澤木 昌典	大阪大学 大学院 工学研究科 環境・エネルギー工学専攻 教授
委員	環境に関する学識経験者	宮崎 ひろ志	関西大学 環境都市工学部 建築学科 専任講師
委員	公募市民	高畠 耕一郎	—
委員	公募市民	宮本 佳奈	—
オブザーバー	吹田市都市創造総括監	平井 信三	吹田市都市創造総括監
オブザーバー	吹田市関係部長級職員	平野 孝子	吹田市政策推進部長
オブザーバー	吹田市関係部長級職員	永治 和実	吹田市環境部長
オブザーバー	吹田市関係部長級職員	寶田 保住	吹田市都市整備部長
オブザーバー	吹田市関係部長級職員	森 正一	吹田市建設緑化部長



## いきいき吹田みどりの基本計画改定検討委員会設置要領

(設置)

第1条 いきいき吹田みどりの基本計画(平成9年3月策定。以下「現行の計画」という。)の改定に資するため、いきいき吹田みどりの基本計画改定検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所管事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について調査及び検討をし、その結果を市長に報告する。

- (1) 現行の計画の検証に関する事項
- (2) 現行の計画の改定に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員5人以内、オブザーバー5人以内で組織する。

2 委員会の委員(以下「委員」という。)は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 公園緑地に関する学識経験者 1人以内
- (2) 都市計画に関する学識経験者 1人以内
- (3) 環境に関する学識経験者 1人以内
- (4) 公募市民 2人以内

3 委員会のオブザーバー(以下「オブザーバー」という。)は、次に掲げる者のうちから、市長が任命する。

- (1) 吹田市都市創造総括監及び関係部長級職員 5人以内

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。

2 委員長は公園緑地に関する学識経験者をもって充て、副委員長は委員のうちから委員長が指名する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代行する。

(委員及びオブザーバーの任期)

第5条 委員及びオブザーバーの任期は、委嘱又は任命の日から現行の計画の改定が完了するまでとする。

(会議)

第6条 委員会の会議は必要に応じて委員長が召集し、委員長がその議長となる。

2 委員会の会議にやむを得ない理由により出席できないオブザーバーは、事前に委員長の承認を得て代理の者を出席させることができる。

3 委員会が必要と認めるときは、会議に委員及びオブザーバー以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(報償)

第7条 委員の報償については、市長が予算の範囲内で支払うものとする。

(事務局)

第8条 委員会の事務局を建設緑化部緑化公園室緑と水のふれあい課に置く。

(委任)

第9条 この要領に定めるもののほか、委員会について必要な事項は、建設緑化部長が別に定める。

附 則

この要領は、平成21年6月15日から施行する。

図 資.8.1 いきいき吹田みどりの基本計画改定検討委員会設置要領

## ②策定に関する市民参加

表 資.8.3 市民懇談会の開催結果

回数	開催年月日	内容
第1回	平成21年(2009年)11月20日	吹田市のみどりを考えるワークショップ
第2回	平成22年(2010年)2月19日	改定の骨子(中間案)に関する意見交換
第3回	平成22年(2010年)7月16日	施策の体系に関する意見交換
第4回	平成22年(2010年)9月17日	地域別ワークショップの発表
第5回	平成23年(2011年)2月4日	本計画(最終案)に関する意見交換

表 資.8.4 地域別市民ワークショップの開催結果

回数	開催年月日	対象地域
第1回	平成22年(2010年)7月25日	千里ニュータウン・万博・阪大地域
第2回	平成22年(2010年)8月1日	山田・千里丘地域
第3回	平成22年(2010年)8月21日	片山・岸部地域
第4回	平成22年(2010年)8月29日	千里丘・佐井寺地域
第5回	平成22年(2010年)9月5日	豊津・江坂・南吹田地域

表 資.8.5 市民意見募集の実施結果

	いきいき吹田みどりの基本計画改定の骨子(中間案)	第2次みどりの基本計画(最終案)
実施期間	平成22年(2010年)2月15日から 平成22年(2010年)3月16日まで	平成23年(2011年)1月25日から 平成23年(2011年)2月23日まで
提出意見数	11件	10件

## (2)本計画の策定

### ①検討会議と関係室課長会議

本計画を策定するにあたって、庁外組織として専門知識を有する学識経験者、公募市民、市職員で構成する「第2次みどりの基本計画改訂検討会議」（以下、「検討会議」という。）、庁内組織として関係部署で構成する「第2次みどりの基本計画改訂関係室課長会議」（以下、「関係室課長会議」という。）を設置して、第2次計画の進捗状況の把握・評価、改善・見直しなどに関する事項の検討を行いました。



検討会議

表 資.8.6 本計画の策定経過

会議	開催年月日	内容
第1回関係室課長会議	平成27年(2015年)6月26日	●現計画の進捗状況の把握・評価
第1回検討会議	平成27年(2015年)7月9日	●現計画の進捗状況の把握・評価 ●現計画策定後の社会の動きの整理
第2回検討会議	平成27年(2015年)9月9日	●改訂に向けた検討の要点整理 ●市域のみどりの現状分析
第3回検討会議	平成27年(2015年)9月29日	●生物多様性の確保に関する技術的配慮の検討 ●基本方針と基本施策の改善・見直し ●「緑化重点地区」と「保全配慮地区」の検討
第2回関係室課長会議	平成27年(2015年)10月27日	●改訂に向けた検討の要点整理 ●市域のみどりの現状分析 ●生物多様性の確保に関する技術的配慮の検討 ●基本方針と基本施策の改善・見直し
第4回検討会議	平成28年(2016年)1月15日	●基本施策の改善・見直し ●「緑化重点地区」と「保全配慮地区」の検討
第3回関係室課長会議	平成28年(2016年)2月25日	●重点プロジェクトの改善・見直し
第5回検討会議	平成28年(2016年)4月28日	●みどりの将来像の検討 ●地域別緑被率目標の設定 ●重点プロジェクトの改善・見直し ●推進体制と進行管理の検討
第6回検討会議	平成28年(2016年)6月30日	●市民意見募集の実施結果 ●本計画(最終案)の検討

表 資.8.7 検討会議委員名簿（順不同・敬称略）

		氏名	団体・役職
委員長	公園緑地に関する学識経験者	増田 昇	大阪府立大学 大学院 生命環境科学研究科 緑地環境科学専攻 教授
副委員長	都市計画に関する学識経験者	澤木 昌典	大阪大学 大学院 工学研究科 環境・エネルギー工学専攻 教授
委員	環境に関する学識経験者	宮崎 ひろ志	関西大学 環境都市工学部 建築学科 専任講師
委員	生物多様性に関する学識経験者	藤原 宣夫	大阪府立大学 大学院 生命環境科学研究科 緑地環境科学専攻 教授
委員	公募市民	金谷 薫	—
委員	関係部長	稲田 勲	吹田市行政経営部長
委員	関係部長	今川 学	吹田市環境部長
委員	関係部長	上野 雅章	吹田市都市計画部長
委員	関係部長	松本 利久	吹田市土木部長

## 吹田市第2次みどりの基本計画改訂検討会議設置要領

(目的)

第1条 吹田市第2次みどりの基本計画(以下、「現行の計画」という。)の改訂に関して、必要な意見又は助言を聴取するため、吹田市第2次みどりの基本計画改訂検討会議(以下、「検討会議」という。)を設置する。

(意見等を聴取する事項)

第2条 検討会議において意見等を聴取する事項は、次のとおりとする。

- (1) 現行の計画の進捗状況の把握・評価に関する事項
- (2) 現行の計画の改善・見直しに関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(構成)

第3条 検討会議は、委員9人以内をもって構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が選任する。

- (1) 公園緑地に関する学識経験者 1人以内
- (2) 都市計画に関する学識経験者 1人以内
- (3) 環境に関する学識経験者 1人以内
- (4) 生物多様性に関する学識経験者 1人以内
- (5) 公募市民 1人以内
- (6) 関係部長 4人以内

3 委員の選任期間は、選任の日から現行の計画の改訂が完了するときまでとする。

4 委員は、再度選任することができる。

(委員長及び副委員長)

第4条 検討会議に委員長及び副委員長を置き、委員のうちから市長が指名する。

(会議)

第5条 検討会議の会議は、市長が招集する。

2 委員長は、検討会議の会議の議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(委員以外の者からの意見の聴取等)

第6条 市長は、必要に応じ委員以外の者に、会議への出席を求めて、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 検討会議の庶務は、道路公園部公園みどり室において処理する。

(委任)

第8条 この要領に定めるもののほか、検討会議の構成及び運営に関し必要な事項は、道路公園部長が定める。

附 則

この要領は、平成27年 6月 1日から施行する。

図 資.8.2 吹田市第2次みどりの基本計画改訂検討会議設置要領

## ②策定に関する市民参加

表 資.8.8 市民懇談会の開催結果

回数	開催年月日	内容
第1回	平成28年(2016年)6月13日	第2次みどりの基本計画改訂版(案)に関する意見交換

表 資.8.9 市民意見募集の実施結果

第2次みどりの基本計画改訂版(素案)	
実施期間	平成28年(2016年)5月25日から平成28年(2016年)6月23日まで
提出意見数	0件

## 資料9 用語集

## あ行

## ●アドプト・プログラム

大阪府が管理する道路や河川、公園等の施設について、地元自治会や企業などの団体が自主的に清掃や緑化などのボランティア活動を実施する場合に、府と関係市町村が協力して支援し、地域の環境美化に取り組むもの。

## ●暗渠

おおいをした水路の構造物で、道路などの下を通すもの。

## ●生垣等緑化推進助成

道路に接している場所で生垣をつくる方に、助成金を支給。道路に接した塀などをツタで覆う場合に、ツタ苗を支給する制度や、道路を通行する人の目にふれる場所に花を植える場合に、花の種を支給する制度。

## ●NPO

Non-Profit Organization の略。民間非営利団体などと訳され、利潤の追求や利益配分を行わず、自主的・自発的に活動する、営利を目的としない組織や団体の総称。最近では、市民による自主的なまちづくり、高齢者支援、自然環境保全、ごみのリサイクルなどの活動に見られるように、ボランティア活動の盛り上がりや背景に、市民の非営利組織を示すものとして広く用いられる。

## ●エリアマネジメント

一定のエリアを対象に、地域の多くの住民・事業主・地権者等が関わり合いながら、一体となって、地域に関する様々な活動を総合的に進めるもの。開発だけではなく、その後の維持管理・運営（マネジメント）を担っていくことが重要となっている。

## ●オープンスペース

公園、広場、河川、池、山林、農地など建物によって覆われていない土地の総称。非建ぺい地。

## ●屋上緑化

建築物の屋上に植栽基盤を作り、植物を植えて緑化すること。スペースの限られた都市部における緑化手法であるとともに、ヒートアイランド現象の緩和策の一つとしても注目されている。癒しの空間、コミュニケーションの場として活用され、建築物の耐荷重に配慮した軽量土壌などの資材や植栽、防水、防根、排水といった様々な工法や技術が開発されている。

## か行

## ●開発事業の手続等に関する条例

土地利用における良好な住環境の形成・保全、安全で快適な都市環境の創造を実現することを目的に大規模開発事業又は中規模等開発事業に関する必要な手続並びに公共施設及び公益的施設の整備に関する基準その他必要な事項を定めた条例。平成 16 年 7 月 1 日施行。愛称は「好いた すまいる条例」。

## ●風の道

都市気象の緩和を目的として設けられる、自然の風を活用するための風の通り道。

## ●環境教育

学校での教育だけでなく、社員・職員への教育や研修、生涯学習など環境に関する教育全般を指す。小中学校の学習指導要領においても、総合的な学習の時間における環境学習が位置づけられている。

## ●協働

地域の自治、まちづくりの分野においては、市民と事業者、行政が、地域社会の課題の解決など共通の目的を実現するため、信頼と理解のもと、それぞれの役割と責任を自覚しながら、お互いの立場の違いを認めたと上で尊重し合い、協力すること。

## ●ゲリラ豪雨

都市部のヒートアイランド化による局地的かつ突発的な集中豪雨。

## ●原風景

雑木林・ため池・田んぼ・小川・民家などが一体となった風景のことをいい、人と自然との長年にわたるかかわりの中で培われてきた風景を示す。

## ●公園

主として自然的環境の中で、休息、鑑賞、散歩、遊戯、運動等のレクリエーション及び大震災火災等の災害時の避難等の用に供することを目的とする公共空地。

## ●コミュニティ

特定目的のため、自らの参加を促す機能的集団である。広くには、自治会や町内会などの地域のつながりを持つ共同体なども指す。

## さ行

## ●里山

民家・集落の後背地として広がる薪などを確保するための雑木林を里山と言う。近年は人々により手入れがなされないため自然環境の荒廃が問題になっている。

## ●指定管理者制度

これまでの管理委託制度に代わって、地方公共団体が指定する法人その他の団体が公の施設の管理を行う制度。多様化する住民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図る。

## ●市民農園

市民の余暇の充実、農地の有効利用等を目的に、農家が経営する農園を一般市民が利用できるよう、市が指定したもの。

## ●生産緑地

生産緑地法に基づき、農林業と調和した良好な都市の形成を図ることを目的として、緑地の機能及び多目的保留地機能を有する 500㎡以上の市街化区域内の農地を保全するため、市が都市計画に定める地域地区。

### ●生物多様性

地球上の生物の多様さとその生息環境の多様さをいう。生態系は多様な生物が生息するほど健全であり、安定しているといえる。地球上の生物種、生態系及び遺伝子の多様性を保護するため、「生物の多様性に関する条約」が採択され、わが国は平成5年(1993年)5月に批准している。

## た行

### ●第3次総合計画

平成18年度(2006年度)から平成32年度(2020年度)までを期間とする、吹田市のこれからのあるべき姿を描いたもので、総合的・計画的にまちづくりを進めていく上での基本的な方針。「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」から成っている。

### ●第2次環境基本計画

吹田市環境基本条例第8条の規定に基づき、環境の保全と創造に関する施策について、総合的・計画的に推進する役割を担うものとして、目標、施策の大綱などを定めるもの。平成21年(2009年)3月に策定。平成26年(2014年)3月に改訂。

### ●第2次みどりの基本計画

都市緑地法第4条に規定されている「市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」であり、市域内における緑地の適正な保全と緑化の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、その目標と実現の施策などを内容として策定する、みどりに関する総合的な計画。平成23年(2011年)3月に策定。平成28年(2016年)8月に改訂。

### ●地球温暖化

二酸化炭素、メタン、フロン、一酸化二窒素などの温室効果ガスの排出量増加により、地球全体の平均気温が上昇すること。現在の気候は、産業革命前と比べ2割以上多くの二酸化炭素が含まれているといわれ、今後もこうした傾向が続いていくと、100年後には地表の平均気温は約2℃程度上昇すると予測されている。

### ●地区計画

良好な市街地環境の保全あるいは形成を図るため、住民の意向に基づいて必要な道路や公園などの施設(地区施設)の配置と建物の用途や形態などの制限を都市計画で定めるもの。地区計画が定められた地区における建築行為は届け出が必要になる。

### ●低炭素化

都市活動に伴う地球温暖化の原因となる二酸化炭素の排出を低く抑える取組。

### ●都市基盤

都市において市民が快適で文化的な生活を送るために必要不可欠な都市の基幹施設。一般には鉄道、道路、下水道、公園などを指すが、大規模な公共建築物を含める場合もある。インフラストラクチャーともいう。

### ●都市計画道路

都市の骨格を形成するとともに、円滑な都市活動を確保し、良好な都市環境を保持するための都市計画法に定める都市施設の一つ。

### ●都市計画マスタープラン

市の都市計画を推進するための長期的な目標・方針を定めたもの。今後のまちづくりを進めるうえでの基本的な方向性を示している。

### ●都市公園

地方公共団体が都市計画区域内において設置する公園又は緑地のうち、都市公園法に基づき管理されているもの。国が設置するものもある。設置目的や規模等に応じて、街区公園、近隣公園、地区公園、総合公園、運動公園、広域公園、特殊公園などの種別に区分される。吹田市では、都市計画法に定める都市計画公園及び都市計画緑地と合わせて、概ね1,000㎡以上の公園を都市公園として取り扱っており、都市公園法に基づく管理を行っている。

### ●都市緑地法

都市における緑地の保全及び緑化を推進することにより、良好な都市環境の形成を図ることを目的として、昭和48年(1973年)に制定された法律。緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画(みどりの基本計画)、緑地保全地域、緑化地域、緑地協定、市民緑地、緑化施設整備計画の認定、緑地管理機構などについて規定している。

### ●土地区画整理事業

道路、公園、下水道などの公共施設の未整備な市街地や今後市街化が予想される地区において、道路や公園などの公共施設の整備、改善と宅地の区画や形状を整える市街地開発事業、「土地区画整理は都市計画の母である」とも言われる。

## は行

### ●パークマネジメント

公園管理の一手法であり、公園利用の積極的な支援、多様なニーズへの柔軟かつ適切な対応、他の公園利用者や周辺住民などとの利害対立の予防、現状の公園利用の適切性の評価と改善策の実施、公園施設の利用に伴う安全確保などを目的とする運営管理。ほかに公園管理の手法として、利用環境と施設条件を良好に維持することを目的とする維持管理、都市公園法などに基づき公園の健全な発達を図ることを目的とする法令管理がある。

### ●花と緑、水めぐる遊歩道

吹田市域にある多様で魅力的な「花・緑・水」の資源を活かし、市民と行政とが協働で育む新しいスタイルの遊歩道。ワークショップ形式で市民参画を図り、平成16年に21コースを選定。愛称は「ぶらっと吹田」。

### ●バリアフリー

障害者や高齢者の社会参加や自立を妨げる物的あるいは社会的な障害がないこと。建物をはじめ道路、歩道、公園などにおける段差の解消など、主として移動を妨げる物的な障害が除去された状態をさす。

### ●ヒートアイランド現象

都市部の気温が周辺部より高くなる現象のこと。主な原因は、都市部の緑地減少・人口排熱の増加・地表面の人工化などが挙げられる。

●ピオトープ

ドイツ語のBio（生物）とTope（空間、場所）を組み合わせた造語で、野生生物が安定的に生息できる空間のこと。吹田市では、垂水上池公園にピオトープが造成されたほか、学校などでも取り組みが進められている。

●広場

主として歩行者等の休息、鑑賞、交流等の用に供することを目的とする公共空地。

●風致地区

都市の風致を維持するために、都市計画法によって定められた地区。樹林地、丘陵地、水辺地等の良好な自然的景観を保持している地域や、良好な住環境を維持している地区などを指定し、緑に富んだ快適な都市環境を維持しようとするもの。

●保安林

森林法に基づく森林保護制度。水源のかん養、土砂の流出・崩壊の防備、名所又は旧跡の風致の保存などの特定の公共目的のために必要な森林を農林水産大臣又は都道府県知事が保安林として指定する。

●ポケットパーク

本来は高密度都心部の中高層ビル街の一角などにつくられた小さな公園を指すが、より広くは都心部に限らず市街地内につくられた人々が自由に利用できる小規模なオープンスペース。

●保護樹木・保護樹林

一定の指定基準を満たし、特に保護する必要があると認められる樹木や樹林で、管理に対して市が助成を行う。

ま行

●緑あふれる未来サポーター

市民、事業者、行政による連携・協働の下、公園・緑地と道路を維持管理するための制度。市民又は事業者が、事前に行政と交わした維持管理の場所や内容などに関する取決めに基づく活動を行うにあたり、行政は資機材の貸与や「吹田市市民活動災害保障制度」への加入などを行う。

●みどりの協定

道路に接する敷地の緑化を推進するため、市民が区域を定めて緑化について市と合意したときに締結する「みどりの保護及び育成に関する条例」に基づく協定。道路境界から一定範囲の植栽については、樹木等の配付の助成制度がある。

●みどりの保護及び育成に関する条例

吹田市環境基本条例の理念にのっとり、みどりの保護及び育成に関し必要な事項を定め、これを推進し、もって現在及び将来の市民の健康かつ快適な生活の確保に資することを目的にみどりの保護、みどりの育成、みどりの普及及び啓発等に関する事項を定めた条例。

ら行

●緑陰

樹木の枝葉が作り出す木かげ。

●緑地

主として自然的環境を有し、環境の保全、公害の緩和、災害の防止、景観の向上、及び緑道の用に供することを目的とする公共空地。

●緑地協定

都市緑地保全法にもとづき、都市計画区域内の一団の土地などの所有者などの全員の合意により、市長の認可を受けて締結される緑地の保全または緑化に関する協定。

●緑道

街路樹や植栽などの緑が連続的に施された道路。

●緑化率

建築物などの敷地面積に対する緑被地面積の割合。特に、開発事業に対する緑化率の基準を定める際には、誘導や緩和等の目的で、接道部緑化の緑被地面積を割り増して捉えたり、壁面緑化の垂直投影面積を緑被地面積として捉えて算出する場合がある。

わ行

●ワークショップ

特別の課題について関心を持つ人々が、小さいグループに分かれて調査、学習、提案、討論など、密度の濃い合意形成のための作業を行うこと。市民参加の手法として導入される機会が増えている。